

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年3月15日

**【発行者名】** 三井住友アセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前田 良治

**【本店の所在の場所】** 東京都港区愛宕二丁目5番1号

**【事務連絡者氏名】** 三島 克哉

**【電話番号】** 03-5405-0228

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 スマート・インカムファンド（毎月分配型）  
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 5,000億円を上限とします。  
券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

スマート・インカムファンド（毎月分配型）

以下「当ファンド」といいます。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「スマイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

### （５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

### （６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成25年4月1日から平成26年3月13日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、パッシブ外国債券マザーファンド受益証券および配当フォーカスマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
追 加 型		そ の 他 資 産
	内 外	( )
		資 産 複 合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グ ロー バ ル (日本を含む)		
一 般	年 2 回	日 本		
大 型 株	年 4 回	北 米		
中 小 型 株	年 6 回 (隔月)	欧 州	ファミリーファンド	あ り
債 券	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア		
一 般	日 々	オ セ ア ニ ア		
公 債	そ の 他	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
社 債	( )	ア フ リ カ		
その他債券		中 近 東 (中 東)		
クレジット属性		エ マ ー ジ ン グ		
( )				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券) 資産配分固定型))				
資産複合				
( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年3月23日

信託契約締結、設定、運用開始。

(設定時の委託会社はトヨタアセットマネジメント株式会社)

平成25年4月1日

三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。(予定)

「TAスマート・インカムファンド(毎月分配型)」から「スマート・インカムファンド(毎月分配型)」に名称を変更。(予定)

### (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

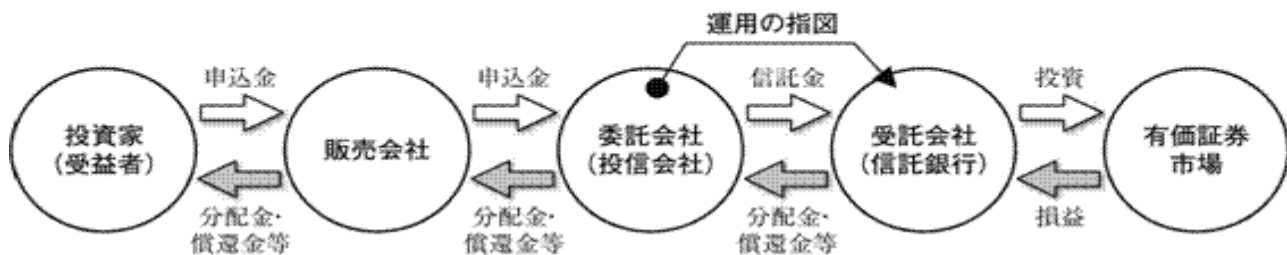
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

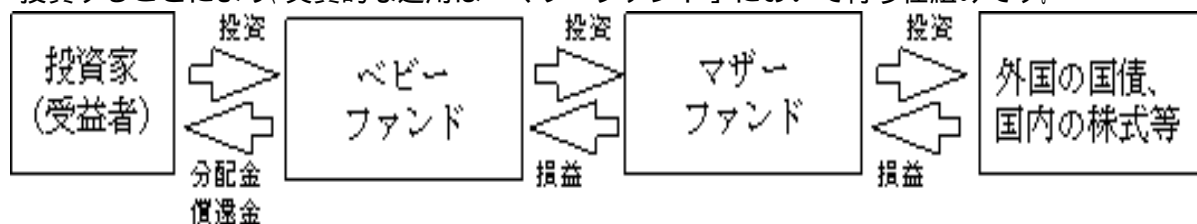
委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



#### ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円(平成25年1月31日現在)

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併（予定）

## （八）大株主の状況

（平成25年1月31日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

イ 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

（イ）マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

（ロ）当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンド受益証券で行います。

（ハ）日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への実質投資割合は、下記の基本資産配分比率に対して、原則として±5%の範囲内に収まるように調整するものとします。

日本を除く世界主要国の国債 …………… 純資産総額の70%

日本の株式 …………… 純資産総額の30%

（ニ）日本を除く世界主要国の国債への投資にあたっては、パッシブ外国債券マザーファンド受益証券を通じて、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）からの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

（ホ）日本の株式への投資にあたっては、配当フォーカスマザーファンド受益証券を通じて、投資企業の経営姿勢が現れる「配当」に着目して投資することで「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

（ヘ）各資産への実質投資割合が基本資産配分比率に対してそれぞれ±5%の範囲を超えた場合には、速やかに基本資産配分比率を目処として修正します。

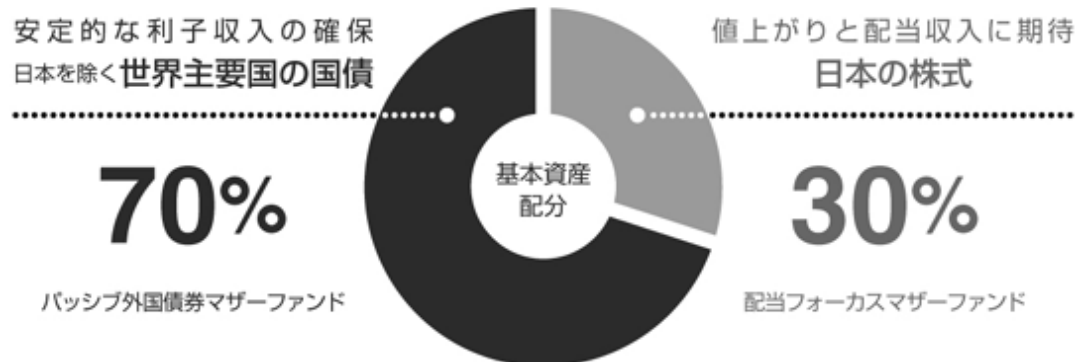
（ト）外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

（チ）大量の追加設定または解約が発生したとき、取引所における取引の停止、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、個別銘柄の時価総額の大幅な変動等ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

# 1

世界の主要国（日本を除く）の国債と日本の株式に分散投資を行います。



※組入資産の値動き等で上記の資産配分から±5%以上離れた場合は、上記の配分比率に調整します。

### 債券部分の運用方法

シティグループ世界国債インデックス<sup>※</sup>（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目指した運用を行います。

原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。

### 株式部分の運用方法

企業の経営姿勢が現れる《配当》に着目して投資することで、中長期的な「株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

ファンドに組み入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均<sup>※</sup>を上回る銘柄の中から選択します。

※市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。



2

## 毎月、利息・配当等収益からの安定的な分配を目指します。 また、3カ月に一度、値上がり益<sup>※</sup>からの分配を目指します。

※「値上がり益」とは、ファンド全体にかかる売買益等（評価益を含みます。）をいいます。



債券の利息や株式の配当金をもとに、  
毎月安定的な分配

世界の主要国の国債から得られる利息収入と  
日本の株式から得られる配当収入を中心に、  
毎月安定的な分配を目指します。



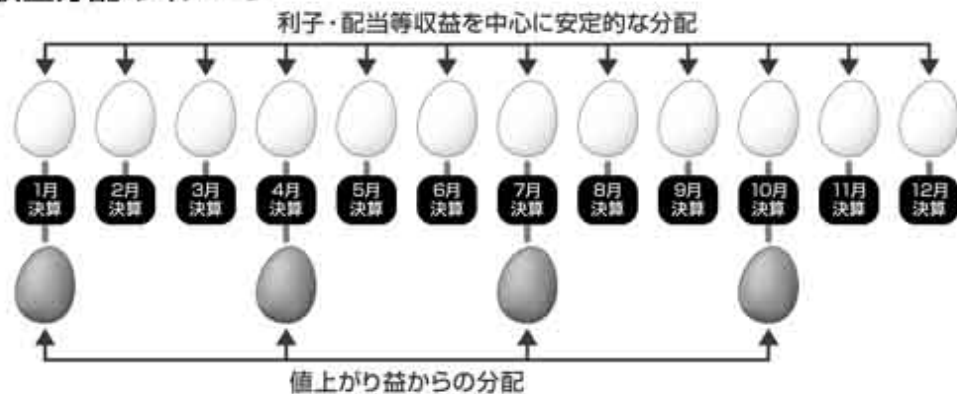
3カ月に一度、値上がり益から分配

1月、4月、7月、10月の決算時には、株式等の  
値上がり益があれば上乗せして分配します。

\*「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ◇収益分配のイメージ



\* 上の図は収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 資金動向、市況動向、残存信託期間および信託財産の規模等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### ◆ファンドのしくみ

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式<sup>※</sup>により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行います。

「パッシブ外国債券マザーファンド」および「配当フォーカスマザーファンド」への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

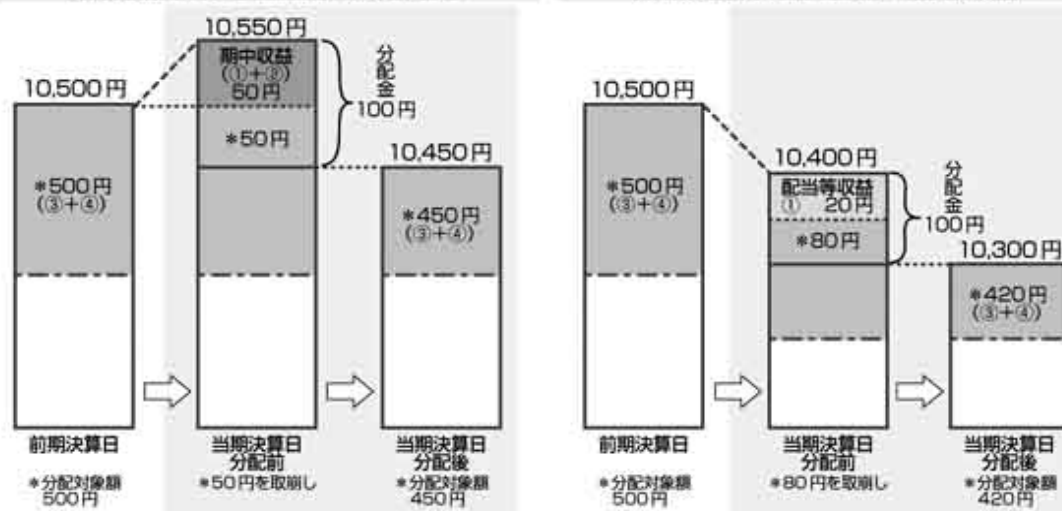


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



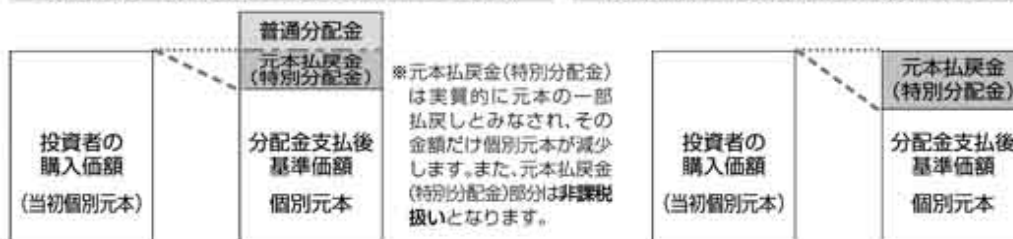
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2) 【投資対象】

### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

#### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

##### (イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

##### (ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

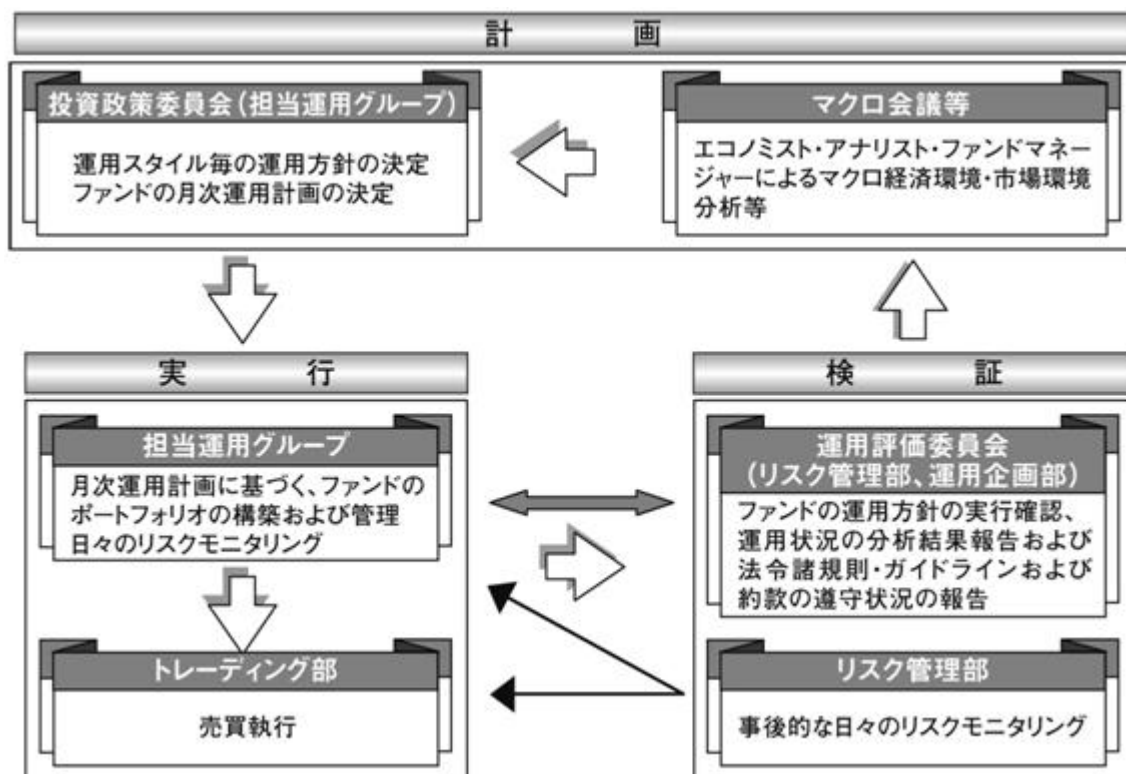
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

##### (ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

#### 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月15日、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

イ 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

□ 分配対象額についての分配方針

毎決算時の分配金額は、原則として繰越分も含めた利子・配当等収益を中心に、利子・配当等収益の水準や市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。なお、毎年1月、4月、7月および10月の決算時においては、基準価額水準や市況動向等を勘案して売買益等からも分配を行うことがあります。ただし、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わないこともあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

□ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ニ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ヘ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ト マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することができるものとします。

## ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ニ スワップ取引の運用指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ト 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### リ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンド信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)

を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金受渡日または解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(パッシブ外国債券マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。
- (ロ) ポートフォリオの見直しは適宜行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行います。
- (ハ) 外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券



委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益権(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3) 投資制限

##### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資に制限を設けません。

(ロ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

#### (配当フォーカスマザーファンド)

##### (1) 投資方針等

##### イ 基本方針

主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

##### ロ 投資態度

(イ) 企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行います。

(ロ) 株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、組入銘柄を選定します。

(ハ) これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。

(ニ) 残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、委託会社開発のスコアリングモデル(収益性や成長性、株価の割安度などを統計的・計量的に分析するモデル)を活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組み入れます。

(ホ) ファンドに組み入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均<sup>\*</sup>を上回る銘柄の中から選択します。  
<sup>\*</sup>市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

(ヘ) 株式の組入比率は、通常の状態での高位を保つことを基本とします。

(ト) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(チ) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （２）投資対象

### イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

### ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第20号まで）に掲げるものに投資します（ただし、投資法人債券を除きます。）。

### ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

## （３）投資制限

### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

（ハ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

（ニ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（ヘ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ト）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

## 3【投資リスク】

### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式や海外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

#### （イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### （ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

**（八）為替変動リスク**

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

**（二）信用リスク**

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

**（ホ）カントリーリスク**

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

**（ヘ）市場流動性リスク**

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

**（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点**

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

**ロ 投資リスクの管理体制**

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

**4【手数料等及び税金】****（１）【申込手数料】**

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

**（２）【換金（解約）手数料】**

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

### (3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.945% (税抜き0.9%) の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.42% (0.4%)	年0.47775% (0.455%)	年0.04725% (0.045%)

( )内は税抜き。

### (4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00525% (税抜き0.005%) 以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

### (5) 【課税上の取扱い】

#### イ 個別元本について

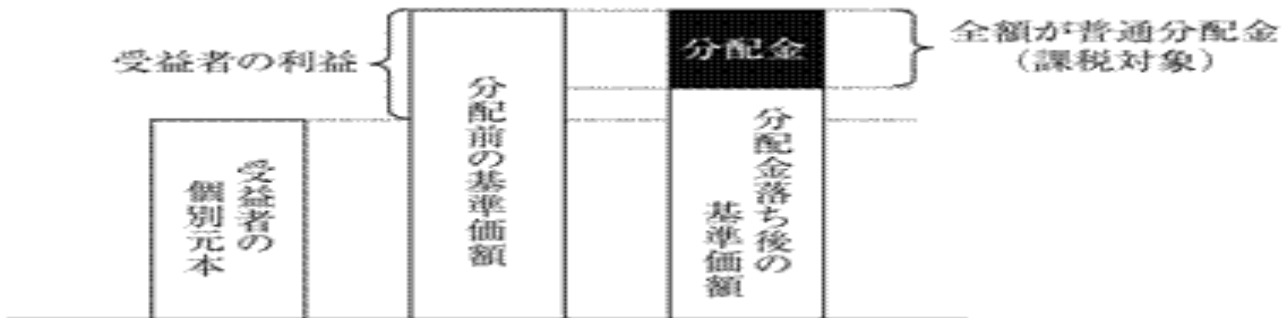
- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

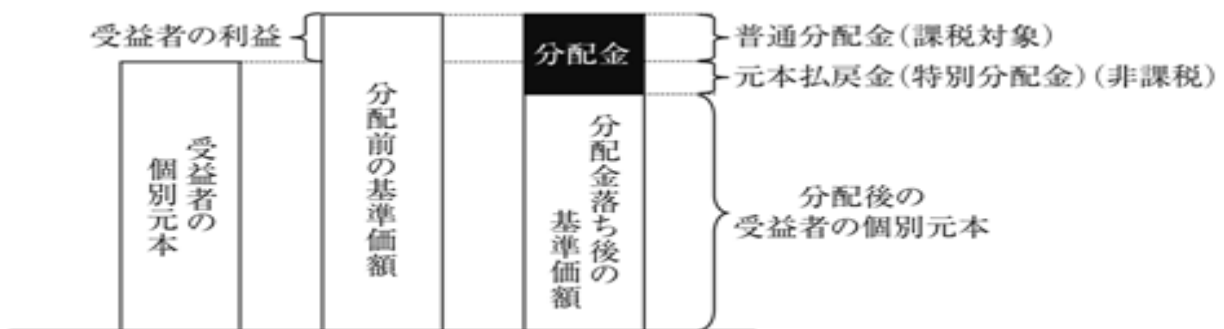
## 八 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

#### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

平成25年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社とトヨタアセットマネジメント株式会社が合併することに伴い、ファンドの名称が「T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）」から「スマート・インカムファンド（毎月分配型）」に、マザーファンドのうち1つの名称が「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」から「配当フォーカスマザーファンド」にそれぞれ変更されます。

以下の情報は、トヨタアセットマネジメント株式会社が作成した当該変更前の運用状況です。

### （1）【投資状況】

平成25年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
パッシブ外国債券マザーファンド受益証券	日本	417,483,230	67.76
トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド受益証券	日本	198,509,464	32.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		171,047	0.03
合計(純資産総額)		616,163,741	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ 主要投資銘柄

平成25年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券 マザーファンド	198,792,072	2.0670 410,903,213	2.1001 417,483,230	67.76
日本	親投資信託 受益証券	トヨタアセット配当フォーカス マザーファンド	182,907,458	1.0233 187,169,201	1.0853 198,509,464	32.22

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別の投資比率

平成25年1月31日現在

種類	投資比率(%)
----	---------

親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
特定1期(平成19年6月15日)(分配落)	1,913,760,664	10,076
特定1期(平成19年6月15日)(分配付)	1,917,548,486	10,096
特定2期(平成19年12月17日)(分配落)	1,831,281,192	9,551
特定2期(平成19年12月17日)(分配付)	1,860,470,315	9,701
特定3期(平成20年6月16日)(分配落)	1,690,383,467	9,193
特定3期(平成20年6月16日)(分配付)	1,712,848,709	9,313
特定4期(平成20年12月15日)(分配落)	1,218,793,157	6,950
特定4期(平成20年12月15日)(分配付)	1,245,818,102	7,100
特定5期(平成21年6月15日)(分配落)	1,286,097,802	7,499
特定5期(平成21年6月15日)(分配付)	1,306,882,743	7,619
特定6期(平成21年12月15日)(分配落)	1,192,538,801	7,078
特定6期(平成21年12月15日)(分配付)	1,223,137,299	7,258
特定7期(平成22年6月15日)(分配落)	1,093,216,357	6,706
特定7期(平成22年6月15日)(分配付)	1,121,381,609	6,876
特定8期(平成22年12月15日)(分配落)	931,498,478	6,455
特定8期(平成22年12月15日)(分配付)	948,151,476	6,565
特定9期(平成23年6月15日)(分配落)	808,068,558	6,321
特定9期(平成23年6月15日)(分配付)	821,391,546	6,421
特定10期(平成23年12月15日)(分配落)	687,962,871	5,847
特定10期(平成23年12月15日)(分配付)	700,283,831	5,947
特定11期(平成24年6月15日)(分配落)	655,681,188	5,968
特定11期(平成24年6月15日)(分配付)	665,316,699	6,053
特定12期(平成24年12月17日)(分配落)	560,852,261	6,554
特定12期(平成24年12月17日)(分配付)	566,392,786	6,614
平成24年1月末日	682,807,844	5,912
平成24年2月末日	729,810,306	6,367
平成24年3月末日	730,185,668	6,473
平成24年4月末日	709,812,557	6,335
平成24年5月末日	652,869,949	5,926
平成24年6月末日	608,975,505	6,036
平成24年7月末日	572,679,101	5,943
平成24年8月末日	561,527,606	5,985
平成24年9月末日	556,583,021	6,026
平成24年10月末日	558,748,815	6,140

平成24年11月末日	558,094,981	6,386
平成24年12月末日	582,497,536	6,822
平成25年1月末日	616,163,741	7,301

（注）分配付の純資産総額および1万口当たりの純資産額は、特定期間末の分配落のそれぞれの価額に、特定期間中の分配金累計額を加算した額です。なお、分配付価額に含まれる分配金額は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該外国税額控除後の金額です。

#### 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期（平成19年3月23日～平成19年6月15日）	20
特定2期（平成19年6月16日～平成19年12月17日）	150
特定3期（平成19年12月18日～平成20年6月16日）	120
特定4期（平成20年6月17日～平成20年12月15日）	150
特定5期（平成20年12月16日～平成21年6月15日）	120
特定6期（平成21年6月16日～平成21年12月15日）	180
特定7期（平成21年12月16日～平成22年6月15日）	170
特定8期（平成22年6月16日～平成22年12月15日）	110
特定9期（平成22年12月16日～平成23年6月15日）	100
特定10期（平成23年6月16日～平成23年12月15日）	100
特定11期（平成23年12月16日～平成24年6月15日）	85
特定12期（平成24年6月16日～平成24年12月17日）	60

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
特定1期	1.0
特定2期	3.7
特定3期	2.5
特定4期	22.8
特定5期	9.6
特定6期	3.2
特定7期	2.9
特定8期	2.1
特定9期	0.5
特定10期	5.9
特定11期	3.5
特定12期	10.8

（注）収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### （4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	1,913,086,357	13,731,069
特定2期	165,439,546	147,491,282
特定3期	36,415,482	114,959,149
特定4期	16,491,582	101,513,947
特定5期	8,811,558	47,474,494



特定6期	10,356,286	40,664,595
特定7期	7,082,372	61,749,437
特定8期	5,002,028	191,993,488
特定9期	3,430,276	168,170,168
特定10期	1,822,115	103,607,140
特定11期	2,045,970	80,024,260
特定12期	193,647	243,121,328

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報：マザーファンドの投資状況・投資資産〕

〔パッシブ外国債券マザーファンド〕

（１）投資状況

平成25年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	23,772,443,964	40.34
	カナダ	1,618,545,251	2.75
	ドイツ	5,145,092,311	8.73
	イタリア	5,631,701,476	9.56
	フランス	5,759,754,150	9.77
	オーストラリア	888,972,360	1.51
	イギリス	4,453,741,543	7.56
	スイス	225,195,121	0.38
	シンガポール	225,815,861	0.38
	マレーシア	313,853,411	0.53
	オランダ	1,544,859,272	2.62
	スペイン	2,753,658,380	4.67
	ベルギー	1,593,769,755	2.70
	スウェーデン	363,815,678	0.62
	ノルウェー	180,722,736	0.31
	オーストリア	1,030,536,710	1.75
	フィンランド	356,031,727	0.60
	デンマーク	471,846,055	0.80
	メキシコ	584,509,576	0.99
	アイルランド	437,273,212	0.74
ポーランド	444,915,591	0.76	
南アフリカ	347,165,512	0.59	
	小計	58,144,219,652	98.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		781,756,856	1.33
合計(純資産総額)		58,925,976,508	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成25年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	利率(%) / 償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,640,000	9,109.44 422,678,155	9,114.63 422,919,202	0.25 2014/10/31	0.72
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,780,000	10,073.79 380,789,463	10,153.54 383,803,919	3.125 2021/5/15	0.65
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,780,000	9,122.47 344,829,593	9,273.49 350,538,111	2 2021/11/15	0.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,490,000	9,134.68 318,800,638	9,084.01 317,032,121	0.75 2017/10/31	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,790,000	10,928.67 304,910,079	10,738.11 299,593,402	4.75 2017/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	9,100.00 291,200,305	9,087.56 290,802,220	0.25 2015/9/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,930,000	9,256.36 271,211,367	9,401.63 275,467,988	2.125 2021/8/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,980,000	9,126.75 271,977,436	9,112.54 271,553,744	0.375 2015/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,200,000	11,060.65 243,334,503	11,129.01 244,838,313	4.25 2040/11/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,660,000	9,117.22 242,518,056	9,116.82 242,507,554	0.25 2014/8/31	0.41
フランス	国債証券	FRENCH TREASURY NOTE	1,840,000	13,013.83 239,454,479	12,837.16 236,203,866	3 2014/7/12	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,550,000	9,222.50 235,173,955	9,197.30 234,531,199	0.875 2017/1/31	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,560,000	9,102.60 233,026,752	9,133.86 233,827,034	0.375 2014/11/15	0.40
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,660,000	13,452.69 223,314,749	14,044.99 233,146,991	3.75 2021/4/25	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,200,000	10,392.78 228,641,277	10,468.24 230,301,483	3.875 2040/8/15	0.39
イギリス	国債証券	UK GILT	1,390,000	16,509.75 229,485,660	16,517.67 229,595,725	3.75 2020/9/7	0.39
イギリス	国債証券	UK GILT	1,390,000	16,569.50 230,316,151	16,480.96 229,085,423	3.75 2019/9/7	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,500,000	9,106.61 227,665,441	9,105.43 227,635,821	0.375 2016/1/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,410,000	9,099.28 219,292,828	9,094.76 219,183,943	0.25 2015/7/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,890,000	11,576.82 218,801,980	11,504.96 217,443,871	9.875 2015/11/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,050,000	10,467.42 214,582,294	10,515.27 215,563,188	3.625 2021/2/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,140,000	10,002.61 214,055,961	9,918.58 212,257,695	3 2016/9/30	0.36
フランス	国債証券	FRENCH TREASURY NOTE	1,620,000	12,799.60 207,353,606	12,960.23 209,955,858	2.25 2016/2/25	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,310,000	9,082.46 209,804,954	9,084.01 209,840,745	0.25 2015/10/15	0.36
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,590,000	13,405.86 213,153,292	13,185.35 209,647,128	3.5 2015/4/25	0.36
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,590,000	13,170.98 209,418,653	13,171.74 209,430,794	3 2015/10/25	0.36
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,530,000	12,963.05 198,334,755	13,522.40 206,892,861	3.25 2021/10/25	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,270,000	9,066.97 205,820,258	9,109.71 206,790,562	0.25 2015/1/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,170,000	9,664.39 209,717,359	9,524.76 206,687,465	2.625 2014/12/31	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,020,000	10,163.47 205,302,237	10,224.72 206,539,408	3.75 2041/8/15	0.35

## □ 種類別の投資比率

平成25年1月31日現在

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	98.67
合計	98.67

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

平成25年1月31日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建/売 建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取 引	市場外取引 カナダドル	買建	319,409.64	29,000,000	29,037,530	0.05
為替予約取 引	市場外取引 オーストラリアドル	買建	10,534.54	1,000,000	1,000,570	0.00
為替予約取 引	市場外取引 ポンド	買建	479,785.06	69,000,000	69,069,857	0.12
為替予約取 引	市場外取引 シンガポールドル	買建	13,560.09	1,000,000	998,700	0.00
為替予約取 引	市場外取引 マレーシアリングット	買建	161,537.84	4,755,674	4,745,981	0.01
為替予約取 引	市場外取引 スウェーデンクローネ	買建	488,087.19	7,000,000	7,004,051	0.01
為替予約取 引	市場外取引 ノルウェークローネ	買建	1,806,543.30	30,000,000	30,060,880	0.05
為替予約取 引	市場外取引 デンマーククローネ	買建	181,116.77	3,000,000	3,002,916	0.01
為替予約取 引	市場外取引 メキシコペソ	買建	2,377,988.22	17,000,000	17,002,615	0.03
為替予約取 引	市場外取引 ポーランドズロチ	買建	135,858.95	4,000,000	3,998,328	0.01
為替予約取 引	市場外取引 ユーロ	買建	606,936.07	75,000,000	75,065,853	0.13
為替予約取 引	市場外取引 米ドル	売建	2,360,950.97	215,000,000	215,153,461	0.37
為替予約取 引	市場外取引 スイスフラン	売建	200,360.85	20,000,000	20,052,113	0.03
為替予約取 引	市場外取引 ランド	売建	397,547.13	4,000,000	4,011,250	0.01

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客売買相場の仲値で評価しております。

## 〔トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド〕

## (1) 投資状況

平成25年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	4,794,168,000	97.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		135,539,843	2.75
合計(純資産総額)		4,929,707,843	100.00

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成25年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名/業種	数量 (株)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ 〔銀行業〕	90,000	3,300.00 297,000,000	3,670.00 330,300,000	6.70
日本	株式	本田技研工業 〔輸送用機器〕	78,000	3,420.00 266,760,000	3,505.00 273,390,000	5.55
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ 〔銀行業〕	500,000	479.00 239,500,000	521.00 260,500,000	5.28
日本	株式	日東電工 〔化学〕	45,000	4,965.00 223,425,000	5,160.00 232,200,000	4.71
日本	株式	伊藤忠商事 〔卸売業〕	219,000	997.00 218,343,000	1,034.00 226,446,000	4.59
日本	株式	日本たばこ産業 〔食料品〕	52,000	2,790.00 145,080,000	2,847.00 148,044,000	3.00
日本	株式	東芝 〔電気機器〕	296,000	400.00 118,400,000	406.00 120,176,000	2.44
日本	株式	東京海上ホールディングス 〔保険業〕	42,000	2,669.00 112,098,000	2,703.00 113,526,000	2.30
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス 〔小売業〕	38,000	2,710.00 102,980,000	2,782.00 105,716,000	2.14
日本	株式	クラレ 〔化学〕	88,000	1,143.00 100,584,000	1,174.00 103,312,000	2.10
日本	株式	サトーホールディングス 〔機械〕	66,000	1,437.00 94,842,000	1,460.00 96,360,000	1.95
日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス 〔銀行業〕	280,000	310.00 86,800,000	338.00 94,640,000	1.92
日本	株式	花王 〔化学〕	36,000	2,486.00 89,496,000	2,624.00 94,464,000	1.92
日本	株式	東京センチュリーリース 〔その他金融業〕	46,000	1,945.00 89,470,000	2,043.00 93,978,000	1.91
日本	株式	住友不動産販売 〔不動産業〕	20,000	4,360.00 87,200,000	4,520.00 90,400,000	1.83
日本	株式	大東建託 〔建設業〕	10,000	8,600.00 86,000,000	9,020.00 90,200,000	1.83
日本	株式	キヤノン 〔電気機器〕	26,000	3,350.00 87,100,000	3,365.00 87,490,000	1.77
日本	株式	森精機製作所 〔機械〕	96,000	830.00 79,680,000	860.00 82,560,000	1.67
日本	株式	ピジョン 〔その他製品〕	16,000	4,760.00 76,160,000	4,990.00 79,840,000	1.62
日本	株式	日産自動車 〔輸送用機器〕	80,000	874.00 69,920,000	936.00 74,880,000	1.52
日本	株式	アステラス製薬 〔医薬品〕	16,000	4,600.00 73,600,000	4,655.00 74,480,000	1.51
日本	株式	三菱瓦斯化学 〔化学〕	118,000	613.00 72,334,000	611.00 72,098,000	1.46
日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ 〔情報・通信業〕	17,500	3,860.00 67,550,000	3,970.00 69,475,000	1.41
日本	株式	マクロミル 〔情報・通信業〕	67,000	996.00 66,732,000	1,025.00 68,675,000	1.39
日本	株式	センコー 〔陸運業〕	160,000	417.00 66,720,000	426.00 68,160,000	1.38
日本	株式	ベネッセホールディングス 〔サービス業〕	17,000	3,985.00 67,745,000	3,990.00 67,830,000	1.38
日本	株式	ローソン 〔小売業〕	10,000	6,510.00 65,100,000	6,630.00 66,300,000	1.34
日本	株式	西日本旅客鉄道 〔陸運業〕	18,000	3,580.00 64,440,000	3,610.00 64,980,000	1.32
日本	株式	科研製薬 〔医薬品〕	40,000	1,432.00 57,280,000	1,501.00 60,040,000	1.22

日本	株式	横浜ゴム 〔ゴム製品〕	84,000	678.00 56,952,000	704.00 59,136,000	1.20
----	----	----------------	--------	----------------------	----------------------	------

□ 種類別・業種別の投資比率

平成25年1月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	建設業	3.72
	食料品	3.00
	繊維製品	1.07
	化学	12.61
	医薬品	3.65
	ゴム製品	1.20
	ガラス・土石製品	0.91
	非鉄金属	0.78
	機械	7.97
	電気機器	7.74
	輸送用機器	8.04
	精密機器	0.85
	その他製品	1.62
	陸運業	2.70
	情報・通信業	5.26
	卸売業	6.51
	小売業	5.17
	銀行業	13.90
	保険業	2.30
	その他金融業	1.91
不動産業	3.02	
サービス業	3.30	
	合計	97.25

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔参考情報〕

2013年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社とトヨタアセットマネジメント株式会社が合併することに伴い、ファンドの名称が「TAスマート・インカムファンド(毎月分配型)」から「スマート・インカムファンド(毎月分配型)」に、マザーファンドのうち1つの名称が「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」から「配当フォーカスマザーファンド」にそれぞれ変更されます。

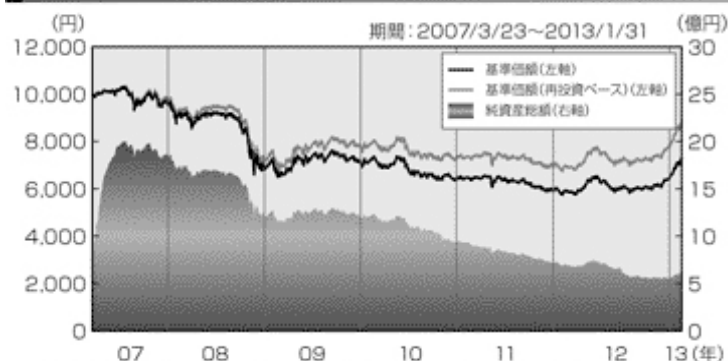
以下の情報は、トヨタアセットマネジメント株式会社が作成した当該変更前の運用実績を記載しています。

基準日2013年1月31日

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	7,301円
純資産総額	6億円

## 分配の推移

決算期	分配金
2013年1月	20円
2012年12月	10円
2012年11月	10円
2012年10月	10円
2012年9月	10円
直近1年間累計	150円
設定来累計	1,385円

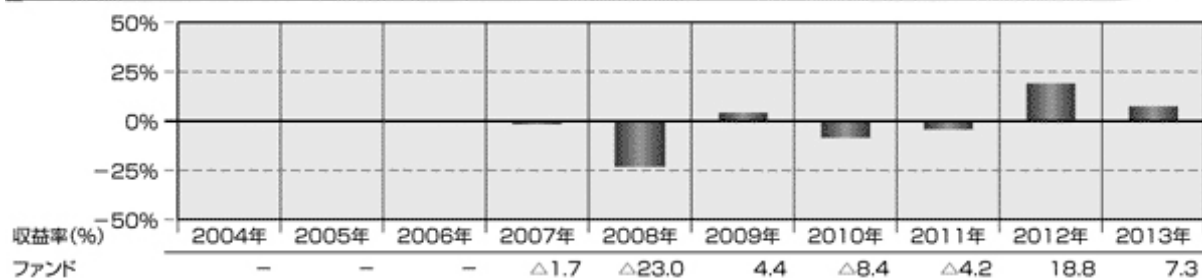
※ 基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※ 基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

※ 分配金は1万口当たり、税引前です。

※ 直近5計算期間を記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

2007年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2007年3月23日)から年末までの騰落率を表示しています。

2013年のファンドの収益率は、年初から2013年1月31日までの騰落率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

#### （ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

#### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### 二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.1%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「スマイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

### （2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。



## (3) 【信託期間】

平成19年3月23日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

## (4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## イ 信託の終了

## (イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

## (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

## (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任しません。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ロ 収益分配金、償還金の支払い

## (イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

#### 八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

#### ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

#### ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として6月、12月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

### ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

平成25年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社とトヨタアセットマネジメント株式会社が合併することに伴い、ファンドの名称が「T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）」から「スマート・インカムファンド（毎月分配型）」に、マザーファンドのうち1つの名称が「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」から「配当フォーカスマザーファンド」にそれぞれ変更されます。

以下の情報は、トヨタアセットマネジメント株式会社が作成した当該変更前のファンドの経理状況です。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年6月16日から平成24年12月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年6月15日現在)	当期 (平成24年12月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	463,776	439,442
親投資信託受益証券	655,219,076	560,423,327
未収入金	1,630,000	1,342,570
流動資産合計	657,312,852	562,205,339
<b>資産合計</b>		
	657,312,852	562,205,339
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,098,604	855,676
未払解約金	-	32,570
未払受託者報酬	26,505	23,116
未払委託者報酬	503,621	439,161
その他未払費用	2,934	2,555
流動負債合計	1,631,664	1,353,078
<b>負債合計</b>		
	1,631,664	1,353,078
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,098,604,543	855,676,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	442,923,355	294,824,601
（分配準備積立金）	1,417,346	2,891,607
元本等合計	655,681,188	560,852,261
<b>純資産合計</b>		
	655,681,188	560,852,261
<b>負債純資産合計</b>		
	657,312,852	562,205,339

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期	当期
	自 平成23年12月16日 至 平成24年 6 月15日	自 平成24年 6 月16日 至 平成24年12月17日
<b>営業収益</b>		
受取利息	38	34
有価証券売買等損益	28,422,034	61,430,753
営業収益合計	28,422,072	61,430,787
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	164,901	137,382
委託者報酬	3,133,098	2,610,109
その他費用	18,261	15,196
営業費用合計	3,316,260	2,762,687
営業利益	25,105,812	58,668,100
経常利益	25,105,812	58,668,100
当期純利益	25,105,812	58,668,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	246,253	1,940,129
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	488,619,962	442,923,355
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,298,726	96,989,875
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,298,726	96,989,875
剰余金減少額又は欠損金増加額	826,167	78,567
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	826,167	78,567
分配金	9,635,511	5,540,525
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	442,923,355	294,824,601

## 「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			47,830,368	120,632,027
株式			4,218,377,200	4,207,987,700
未収入金			-	7,257,372
未収配当金			62,379,700	1,953,200
未収利息			78	198
流動資産合計			4,328,587,346	4,337,830,497
資産合計			4,328,587,346	4,337,830,497
負債の部				
流動負債				
未払金			12,326,928	19,232,670
未払解約金			1,900,000	10,210,000
流動負債合計			14,226,928	29,442,670
負債合計			14,226,928	29,442,670
純資産の部				
元本等				
元本		1	5,204,042,341	4,710,048,393
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			889,681,923	401,660,566
剰余金合計		3	889,681,923	401,660,566
元本等合計			4,314,360,418	4,308,387,827
純資産合計			4,314,360,418	4,308,387,827
負債純資産合計			4,328,587,346	4,337,830,497

（注）「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成24年6月15日および平成24年12月17日における当該親投資信託の状況であります。

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		5,605,712,575円	5,204,042,341円
同期中における追加設定元本額		87,551,223円	10,728,839円
同期中における解約元本額		489,221,457円	504,722,787円
同期末における元本の内訳			
トヨタアセット配当フォーカスオープン		4,964,639,046円	4,525,029,515円
TAスマート・インカムファンド (毎月分配型)		239,403,295円	185,018,878円
計		5,204,042,341円	4,710,048,393円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における受益権の総数		5,204,042,341口	4,710,048,393口
3. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は889,681,923円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は401,660,566円であります。

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

## 1.金融商品に対する取組方針

当該親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。

## 2.金融商品の内容及びそのリスク

当該親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当該親投資信託が保有する有価証券は株式であり、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。

## 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

.金融商品の時価等に関する事項

	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左



2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	[平成24年6月15日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式		130,640,299
合計		130,640,299

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

種 類	[平成24年12月17日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式		367,165,851
合計		367,165,851

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

[平成24年6月15日現在]		[平成24年12月17日現在]	
1口当たり純資産額	0.8290円	1口当たり純資産額	0.9147円
(1万口当たり純資産額)	8,290円)	(1万口当たり純資産額)	9,147円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
円	ホクト	15,000	1,701	25,515,000	
	大東建託	10,000	7,870	78,700,000	
	大和ハウス工業	45,000	1,336	60,120,000	
	日本たばこ産業	52,000	2,352	122,304,000	
	クラレ	88,000	1,025	90,200,000	
	ステラ ケミファ	32,000	1,501	48,032,000	
	日本化薬	47,000	913	42,911,000	
	花王	36,000	2,287	82,332,000	
	日東電工	45,000	4,250	191,250,000	
	アステラス製薬	23,000	4,000	92,000,000	
	科研製薬	40,000	1,263	50,520,000	
	参天製薬	12,000	3,360	40,320,000	
	東洋ゴム工業	180,000	248	44,640,000	
	旭硝子	70,000	626	43,820,000	
	ニチアス	84,000	425	35,700,000	
	アサヒホールディングス	24,000	1,422	34,128,000	
	森精機製作所	96,000	664	63,744,000	
	オイレス工業	22,000	1,677	36,894,000	
	サトーホールディングス	66,000	1,362	89,892,000	
	小松製作所	27,000	1,980	53,460,000	
	アネスト岩田	74,000	341	25,234,000	
	セガサミーホールディングス	24,000	1,450	34,800,000	
	日立工機	70,000	635	44,450,000	
	東芝	288,000	304	87,552,000	
	T D K	10,000	3,290	32,900,000	
	レーザーテック	25,000	1,507	37,675,000	
	村田製作所	15,500	4,720	73,160,000	
	スター精密	49,000	840	41,160,000	
	キヤノン	26,000	3,140	81,640,000	
	日産自動車	80,000	799	63,920,000	
	日信工業	40,000	1,276	51,040,000	
	本田技研工業	75,000	2,840	213,000,000	
	H O Y A	21,000	1,601	33,621,000	
	大研医器	22,000	1,882	41,404,000	
	ピジョン	16,000	3,925	62,800,000	
	西日本旅客鉄道	18,000	3,340	60,120,000	
	センコー	160,000	351	56,160,000	
	システナ	500	76,300	38,150,000	
	マクロミル	56,000	942	52,752,000	
	朝日ネット	72,000	422	30,384,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	14,400	3,660	52,704,000	
D T S	37,000	1,071	39,627,000		
カブコン	26,500	1,512	40,068,000		
ドウシシャ	21,000	2,322	48,762,000		
シークス	50,000	993	49,650,000		
伊藤忠商事	219,000	842	184,398,000		
東陽テクニカ	39,100	947	37,027,700		

ローソン	10,000	5,590	55,900,000	
D C Mホールディングス	62,000	545	33,790,000	
ブックオフコーポレーション	36,000	670	24,120,000	
セブン&アイ・ホールディングス	38,000	2,406	91,428,000	
サンマルクホールディングス	12,000	3,010	36,120,000	
総合メディカル	11,000	2,888	31,768,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	500,000	395	197,500,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	246,000	279	68,634,000	
三井住友フィナンシャルグループ	90,000	2,797	251,730,000	
東京海上ホールディングス	47,000	2,175	102,225,000	
東京センチュリーリース	46,000	1,640	75,440,000	
住友不動産販売	24,000	3,705	88,920,000	
アーネストワン	60,000	1,188	71,280,000	
ベネフィット・ワン	430	94,300	40,549,000	
東急コミュニティー	12,800	3,010	38,528,000	
ベネッセホールディングス	17,000	3,495	59,415,000	
合計			4,207,987,700	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 特定期間末日の取扱い

平成24年12月15日及びその翌日が休日のため、信託約款第38条により、当特定期間末日を平成24年12月17日としております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	期別 前期 [平成24年6月15日現在]	当期 [平成24年12月17日現在]
1. 期首元本額	1,176,582,833円	1,098,604,543円
期中追加設定元本額	2,045,970円	193,647円
期中解約元本額	80,024,260円	243,121,328円
2. 受益権の総数	1,098,604,543口	855,676,862口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は442,923,355円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は294,824,601円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	前期 自 平成23年12月16日 至 平成24年 6月15日	当期 自 平成24年 6月16日 至 平成24年12月17日
分配金の計算過程	（平成23年12月16日から平成24年1月16日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,040,423円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,160,948円）及び分配準備積立金（1,856,795円）より分配対象額8,058,166円（1万口当たり69円）であり、うち1,744,597円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（平成24年6月16日から平成24年7月17日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,129,050円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,336,264円）及び分配準備積立金（1,271,632円）より分配対象額6,736,946円（1万口当たり68円）であり、うち976,850円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

	<p>（平成24年1月17日から平成24年2月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,334,703円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,093,236円）及び分配準備積立金（1,138,074円）より分配対象額7,566,013円（1万口当たり65円）であり、うち1,721,527円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年7月18日から平成24年8月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（637,584円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,261,155円）及び分配準備積立金（1,406,842円）より分配対象額6,305,581円（1万口当たり65円）であり、うち959,862円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成24年2月16日から平成24年3月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,454,894円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,066,967円）及び分配準備積立金（747,127円）より分配対象額7,268,988円（1万口当たり63円）であり、うち1,712,408円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年8月16日から平成24年9月18日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,039,426円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,112,054円）及び分配準備積立金（1,051,969円）より分配対象額6,203,449円（1万口当たり66円）であり、うち926,258円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成24年3月16日から平成24年4月16日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,938,992円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,997,820円）及び分配準備積立金（491,387円）より分配対象額9,428,199円（1万口当たり83円）であり、うち1,689,013円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年9月19日から平成24年10月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,670,510円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,079,834円）及び分配準備積立金（1,159,823円）より分配対象額7,910,167円（1万口当たり86円）であり、うち918,984円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
	<p>（平成24年4月17日から平成24年5月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（637,570円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,939,813円）及び分配準備積立金（2,714,470円）より分配対象額8,291,853円（1万口当たり74円）であり、うち1,669,362円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年10月16日から平成24年11月15日までの計算期間）  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,003,164円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,008,497円）及び分配準備積立金（2,862,557円）より分配対象額7,874,218円（1万口当たり87円）であり、うち902,895円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>

	<p>（平成24年5月16日から平成24年6月15日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（847,223円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,876,650円）及び分配準備積立金（1,668,727円）より分配対象額7,392,600円（1万口当たり67円）であり、うち1,098,604円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成24年11月16日から平成24年12月17日までの計算期間）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（934,973円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,798,877円）及び分配準備積立金（2,812,310円）より分配対象額7,546,160円（1万口当たり88円）であり、うち855,676円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
--	---	---

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務でありませ

ず。  
当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

・金融商品の時価等に関する事項

	前期 [平成24年6月15日現在]	当期 [平成24年12月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [平成24年6月15日現在]
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,519,292
合計	12,519,292

種類	当期 [平成24年12月17日現在]
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	37,428,300
合計	37,428,300

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

前期 [平成24年6月15日現在]		当期 [平成24年12月17日現在]	
1口当たり純資産額	0.5968円	1口当たり純資産額	0.6554円
(1万口当たり純資産額	5,968円)	(1万口当たり純資産額	6,554円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	202,823,954	391,186,560	
	トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド	185,018,878	169,236,767	
合計		387,842,832	560,423,327	

親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## &lt;参考&gt;

当ファンドは「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券及び「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれらのファンドの受益証券であります。

なお、これらのファンドの状況は次の通りであります。

## 「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	注記 番号	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			62,039,909	111,302,474
コール・ローン			18,995,186	28,486,313
国債証券			47,719,535,503	53,588,400,331
未収利息			496,588,666	535,270,493
前払費用			26,806,127	32,089,456
流動資産合計			48,323,965,391	54,295,549,067
資産合計			48,323,965,391	54,295,549,067
負債の部				
流動負債				
未払解約金			4,199,977	11,240,644
流動負債合計			4,199,977	11,240,644
負債合計			4,199,977	11,240,644
純資産の部				
元本等				
元本		1	28,041,086,166	28,145,916,738
剰余金				
剰余金又は欠損金( )			20,278,679,248	26,138,391,685
剰余金合計			20,278,679,248	26,138,391,685
元本等合計			48,319,765,414	54,284,308,423
純資産合計			48,319,765,414	54,284,308,423
負債純資産合計			48,323,965,391	54,295,549,067

(注) 「パッシブ外国債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成24年6月15日および平成24年12月17日における当該親投資信託の状況であります。

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 国債証券

個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額、又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

## 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

## 為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日	
	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	27,724,041,085円	28,041,086,166円
同期中における追加設定元本額	1,235,517,113円	970,737,170円
同期中における解約元本額	918,472,032円	865,906,598円
同期末における元本の内訳		
パッシブ外国債券ファンド	10,474,282,095円	10,144,614,640円
（非課税適格機関投資家専用私募）		
トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド	17,286,006,132円	17,783,093,111円
トヨタアセット外国債券インデックス	15,736,573円	15,385,033円
ファンドVA（適格機関投資家専用）		
TAスマート・インカムファンド	265,061,366円	202,823,954円
（毎月分配型）		
計	28,041,086,166円	28,145,916,738円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における受益権の総数	28,041,086,166口	28,145,916,738口

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

## 1. 金融商品に対する取組方針

当該親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。

## 2. 金融商品の内容及びそのリスク

当該親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当該親投資信託が保有する有価証券は国債証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

また、デリバティブ取引は、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。これらの取引には、為替相場が変動することによって発生するリスク及び取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当該親投資信託の為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

#### ・金融商品の時価等に関する事項

	[平成24年6月15日現在]	[平成24年12月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載してあります。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[平成24年6月15日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券		2,654,803
合 計		2,654,803

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

種 類	[平成24年12月17日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
国債証券		944,893,119
合 計		944,893,119

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

[平成24年6月15日現在]		[平成24年12月17日現在]	
1口当たり純資産額	1.7232円	1口当たり純資産額	1.9287円
（1万口当たり純資産額	17,232円）	（1万口当たり純資産額	19,287円）

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 2 20131130	710,000	722,339.80	
		US TREASURY N/B 0.25 20131130	2,260,000	2,261,762.80	
		US TREASURY N/B 0.75 20131215	290,000	291,664.60	
		US TREASURY N/B 1.5 20131231	1,150,000	1,165,812.50	
		US TREASURY N/B 0.125 20131231	3,320,000	3,318,439.60	
		US TREASURY N/B 1 20140115	870,000	877,612.50	
		US TREASURY N/B 1.75 20140131	1,130,000	1,149,729.80	
		US TREASURY N/B 0.25 20140131	2,010,000	2,011,407.00	
		US TREASURY N/B 4 20140215	620,000	647,317.20	
		US TREASURY N/B 1.25 20140215	850,000	860,319.00	
		US TREASURY N/B 1.875 20140228	590,000	601,817.70	
		US TREASURY N/B 0.25 20140228	2,240,000	2,241,299.20	
		US TREASURY N/B 1.25 20140315	760,000	769,796.40	
		US TREASURY N/B 1.75 20140331	1,470,000	1,498,988.40	
		US TREASURY N/B 0.25 20140331	2,030,000	2,030,933.80	
		US TREASURY N/B 1.25 20140415	2,100,000	2,128,623.00	
		US TREASURY N/B 1.875 20140430	2,090,000	2,137,087.70	
		US TREASURY N/B 0.25 20140430	2,070,000	2,070,807.30	
		US TREASURY N/B 4.75 20140515	1,580,000	1,680,725.00	
		US TREASURY N/B 1 20140515	1,540,000	1,556,832.20	
		US TREASURY N/B 2.25 20140531	1,030,000	1,060,168.70	
		US TREASURY N/B 0.25 20140531	520,000	520,182.00	
		US TREASURY N/B 0.75 20140615	1,750,000	1,763,527.50	
		US TREASURY N/B 2.625 20140630	1,210,000	1,254,370.70	
		US TREASURY N/B 0.25 20140630	540,000	540,189.00	
		US TREASURY N/B 0.625 20140715	1,960,000	1,972,171.60	
		US TREASURY N/B 2.625 20140731	920,000	955,650.00	
		US TREASURY N/B 0.125 20140731	2,010,000	2,006,623.20	
		US TREASURY N/B 4.25 20140815	1,330,000	1,418,471.60	
		US TREASURY N/B 0.5 20140815	280,000	281,223.60	
		US TREASURY N/B 2.375 20140831	1,260,000	1,305,624.60	
		US TREASURY N/B 0.25 20140831	2,660,000	2,660,611.80	
		US TREASURY N/B 0.25 20140915	720,000	720,136.80	
		US TREASURY N/B 2.375 20140930	1,800,000	1,868,616.00	
		US TREASURY N/B 0.25 20140930	270,000	270,062.10	
		US TREASURY N/B 0.5 20141015	720,000	723,398.40	
		US TREASURY N/B 2.375 20141031	1,770,000	1,840,162.80	
		US TREASURY N/B 0.25 20141031	4,640,000	4,641,067.20	
		US TREASURY N/B 4.25 20141115	1,240,000	1,334,500.40	
		US TREASURY N/B 0.375 20141115	2,560,000	2,566,297.60	
		US TREASURY N/B 2.125 20141130	2,050,000	2,124,866.00	
		US TREASURY N/B 0.25 20141215	1,540,000	1,540,000.00	
		US TREASURY N/B 2.625 20141231	2,170,000	2,275,093.10	
		US TREASURY N/B 0.25 20150115	2,270,000	2,269,455.20	
		US TREASURY N/B 2.25 20150131	920,000	958,594.00	
		US TREASURY N/B 11.25 20150215	1,490,000	1,842,012.50	
		US TREASURY N/B 4 20150215	1,010,000	1,091,032.30	
		US TREASURY N/B 0.25 20150215	770,000	769,753.60	
		US TREASURY N/B 2.375 20150228	1,340,000	1,401,760.60	
		US TREASURY N/B 0.375 20150315	2,040,000	2,044,773.60	
		US TREASURY N/B 2.5 20150331	1,340,000	1,408,246.20	

US TREASURY N/B 0.375 20150415	1,370,000	1,372,986.60
US TREASURY N/B 2.5 20150430	1,310,000	1,378,355.80
US TREASURY N/B 4.125 20150515	1,070,000	1,168,215.30
US TREASURY N/B 0.25 20150515	520,000	519,428.00
US TREASURY N/B 2.125 20150531	1,460,000	1,525,232.80
US TREASURY N/B 0.375 20150615	1,220,000	1,222,281.40
US TREASURY N/B 1.875 20150630	1,480,000	1,539,200.00
US TREASURY N/B 0.25 20150715	2,410,000	2,406,601.90
US TREASURY N/B 1.75 20150731	510,000	529,125.00
US TREASURY N/B 4.25 20150815	2,060,000	2,273,869.20
US TREASURY N/B 0.25 20150815	1,070,000	1,068,074.00
US TREASURY N/B 1.25 20150831	1,330,000	1,363,343.10
US TREASURY N/B 0.25 20150915	3,200,000	3,193,728.00
US TREASURY N/B 1.25 20150930	1,110,000	1,138,527.00
US TREASURY N/B 0.25 20151015	2,310,000	2,304,941.10
US TREASURY N/B 1.25 20151031	330,000	338,609.70
US TREASURY N/B 4.5 20151115	700,000	784,105.00
US TREASURY N/B 0.375 20151115	3,460,000	3,464,325.00
US TREASURY N/B 1.375 20151130	2,040,000	2,101,342.80
US TREASURY N/B 2.125 20151231	860,000	905,949.80
US TREASURY N/B 2 20160131	810,000	851,002.20
US TREASURY N/B 4.5 20160215	410,000	463,107.30
US TREASURY N/B 2.625 20160229	920,000	985,761.60
US TREASURY N/B 2.125 20160229	850,000	897,413.00
US TREASURY N/B 2.375 20160331	720,000	766,461.60
US TREASURY N/B 2.25 20160331	500,000	530,350.00
US TREASURY N/B 2.625 20160430	1,900,000	2,040,410.00
US TREASURY N/B 2 20160430	480,000	505,608.00
US TREASURY N/B 7.25 20160515	1,000,000	1,231,090.00
US TREASURY N/B 5.125 20160515	650,000	753,285.00
US TREASURY N/B 3.25 20160531	780,000	855,379.20
US TREASURY N/B 1.75 20160531	490,000	512,275.40
US TREASURY N/B 3.25 20160630	910,000	999,789.70
US TREASURY N/B 1.5 20160630	500,000	518,670.00
US TREASURY N/B 3.25 20160731	1,120,000	1,232,515.20
US TREASURY N/B 1.5 20160731	520,000	539,578.00
US TREASURY N/B 4.875 20160815	410,000	475,567.20
US TREASURY N/B 3 20160831	900,000	983,457.00
US TREASURY N/B 1 20160831	1,880,000	1,916,848.00
US TREASURY N/B 3 20160930	2,140,000	2,342,444.00
US TREASURY N/B 1 20160930	970,000	989,012.00
US TREASURY N/B 3.125 20161031	1,020,000	1,122,632.40
US TREASURY N/B 1 20161031	1,940,000	1,977,888.20
US TREASURY N/B 4.625 20161115	830,000	962,409.90
US TREASURY N/B 7.5 20161115	10,000	12,709.30
US TREASURY N/B 2.75 20161130	1,580,000	1,718,487.00
US TREASURY N/B 0.875 20161130	1,710,000	1,734,846.30
US TREASURY N/B 3.25 20161231	830,000	920,644.30
US TREASURY N/B 0.875 20161231	500,000	506,990.00
US TREASURY N/B 3.125 20170131	1,090,000	1,204,613.50
US TREASURY N/B 0.875 20170131	2,550,000	2,584,450.50
US TREASURY N/B 4.625 20170215	1,070,000	1,249,556.70
US TREASURY N/B 3 20170228	1,340,000	1,476,197.60
US TREASURY N/B 0.875 20170228	1,770,000	1,793,771.10
US TREASURY N/B 3.25 20170331	1,230,000	1,369,715.70
US TREASURY N/B 1 20170331	550,000	560,010.00
US TREASURY N/B 3.125 20170430	1,520,000	1,686,835.20
US TREASURY N/B 0.875 20170430	260,000	263,268.20
US TREASURY N/B 8.75 20170515	960,000	1,301,846.40

US TREASURY N/B 4.5 20170515	80,000	93,636.80
US TREASURY N/B 2.75 20170531	1,030,000	1,128,004.50
US TREASURY N/B 0.625 20170531	2,220,000	2,223,285.60
US TREASURY N/B 2.5 20170630	1,270,000	1,377,645.20
US TREASURY N/B 0.75 20170630	400,000	402,468.00
US TREASURY N/B 2.375 20170731	1,780,000	1,921,563.40
US TREASURY N/B 0.5 20170731	1,350,000	1,341,981.00
US TREASURY N/B 8.875 20170815	360,000	496,573.20
US TREASURY N/B 4.75 20170815	2,790,000	3,318,342.30
US TREASURY N/B 1.875 20170831	500,000	528,590.00
US TREASURY N/B 0.625 20170831	660,000	659,432.40
US TREASURY N/B 1.875 20170930	1,120,000	1,184,041.60
US TREASURY N/B 0.625 20170930	810,000	808,542.00
US TREASURY N/B 1.875 20171031	420,000	444,116.40
US TREASURY N/B 0.75 20171031	3,490,000	3,502,529.10
US TREASURY N/B 4.25 20171115	590,000	692,046.40
US TREASURY N/B 2.25 20171130	500,000	538,045.00
US TREASURY N/B 2.75 20171231	250,000	275,410.00
US TREASURY N/B 2.625 20180131	930,000	1,019,001.00
US TREASURY N/B 3.5 20180215	810,000	923,651.10
US TREASURY N/B 2.75 20180228	620,000	683,884.80
US TREASURY N/B 2.875 20180331	720,000	799,200.00
US TREASURY N/B 2.625 20180430	960,000	1,053,600.00
US TREASURY N/B 3.875 20180515	720,000	838,231.20
US TREASURY N/B 2.375 20180531	650,000	705,042.00
US TREASURY N/B 2.375 20180630	500,000	542,500.00
US TREASURY N/B 2.25 20180731	260,000	280,371.00
US TREASURY N/B 4 20180815	570,000	670,907.10
US TREASURY N/B 1.5 20180831	1,720,000	1,782,608.00
US TREASURY N/B 1.375 20180930	550,000	565,812.50
US TREASURY N/B 1.75 20181031	720,000	755,884.80
US TREASURY N/B 3.75 20181115	480,000	559,948.80
US TREASURY N/B 1.375 20181130	1,230,000	1,264,009.50
US TREASURY N/B 1.375 20181231	900,000	924,606.00
US TREASURY N/B 1.25 20190131	1,280,000	1,304,396.80
US TREASURY N/B 8.875 20190215	200,000	295,686.00
US TREASURY N/B 2.75 20190215	730,000	809,387.50
US TREASURY N/B 1.375 20190228	2,030,000	2,081,683.80
US TREASURY N/B 1.5 20190331	1,490,000	1,537,724.70
US TREASURY N/B 1.25 20190430	640,000	649,996.80
US TREASURY N/B 3.125 20190515	1,280,000	1,451,200.00
US TREASURY N/B 1.125 20190531	1,340,000	1,349,420.20
US TREASURY N/B 1 20190630	1,330,000	1,327,087.30
US TREASURY N/B 0.875 20190731	130,000	128,495.90
US TREASURY N/B 8.125 20190815	680,000	992,800.00
US TREASURY N/B 3.625 20190815	760,000	886,585.60
US TREASURY N/B 1 20190831	670,000	666,650.00
US TREASURY N/B 1 20190930	430,000	427,445.80
US TREASURY N/B 1.25 20191031	1,070,000	1,079,854.70
US TREASURY N/B 3.375 20191115	1,460,000	1,681,496.60
US TREASURY N/B 3.625 20200215	1,090,000	1,276,150.20
US TREASURY N/B 3.5 20200515	1,460,000	1,699,075.00
US TREASURY N/B 8.75 20200815	850,000	1,319,625.00
US TREASURY N/B 2.625 20200815	1,440,000	1,584,446.40
US TREASURY N/B 2.625 20201115	1,650,000	1,814,224.50
US TREASURY N/B 3.625 20210215	2,050,000	2,413,547.00
US TREASURY N/B 3.125 20210515	3,780,000	4,300,921.80
US TREASURY N/B 2.125 20210815	2,930,000	3,089,304.10
US TREASURY N/B 8 20211115	390,000	604,741.80

	US TREASURY N/B 2 20211115	3,780,000	3,935,320.20
	US TREASURY N/B 2 20220215	1,040,000	1,079,478.40
	US TREASURY N/B 1.75 20220515	610,000	617,527.40
	US TREASURY N/B 7.25 20220815	550,000	831,616.50
	US TREASURY N/B 1.625 20220815	2,770,000	2,761,773.10
	US TREASURY N/B 1.625 20221115	210,000	208,506.90
	US TREASURY N/B 7.125 20230215	620,000	939,008.60
	US TREASURY N/B 6.25 20230815	300,000	432,138.00
	US TREASURY N/B 7.5 20241115	200,000	320,218.00
	US TREASURY N/B 6.875 20250815	220,000	340,826.20
	US TREASURY N/B 6 20260215	470,000	684,287.10
	US TREASURY N/B 6.5 20261115	330,000	504,537.00
	US TREASURY N/B 6.125 20271115	320,000	478,947.20
	US TREASURY N/B 5.5 20280815	230,000	327,641.90
	US TREASURY N/B 5.25 20281115	210,000	292,555.20
	US TREASURY N/B 5.25 20290215	340,000	474,830.40
	US TREASURY N/B 6.125 20290815	340,000	519,506.40
	US TREASURY N/B 6.25 20300515	550,000	857,824.00
	US TREASURY N/B 5.375 20310215	710,000	1,022,620.10
	US TREASURY N/B 4.5 20360215	310,000	412,250.40
	US TREASURY N/B 4.75 20370215	240,000	330,900.00
	US TREASURY N/B 5 20370515	300,000	427,827.00
	US TREASURY N/B 4.375 20380215	430,000	563,970.80
	US TREASURY N/B 4.5 20380515	380,000	507,714.20
	US TREASURY N/B 3.5 20390215	390,000	446,121.00
	US TREASURY N/B 4.25 20390515	670,000	864,608.20
	US TREASURY N/B 4.5 20390815	890,000	1,193,151.80
	US TREASURY N/B 4.375 20391115	930,000	1,223,963.70
	US TREASURY N/B 4.625 20400215	820,000	1,120,702.20
	US TREASURY N/B 4.375 20400515	1,440,000	1,896,292.80
	US TREASURY N/B 3.875 20400815	2,200,000	2,676,080.00
	US TREASURY N/B 4.25 20401115	2,200,000	2,842,466.00
	US TREASURY N/B 4.75 20410215	1,380,000	1,924,451.40
	US TREASURY N/B 4.375 20410515	1,620,000	2,135,856.60
	US TREASURY N/B 3.75 20410815	2,020,000	2,403,153.60
	US TREASURY N/B 3.125 20411115	1,180,000	1,250,800.00
	US TREASURY N/B 3.125 20420215	1,040,000	1,101,256.00
	US TREASURY N/B 3 20420515	950,000	980,428.50
	US TREASURY N/B 2.75 20420815	1,630,000	1,595,101.70
	US TREASURY N/B 2.75 20421115	540,000	527,509.80
米ドル計	銘柄数：209	243,730,000	263,018,322.90
	邦貨換算額		(22,090,908,940)
	組入時価比率：40.7%		41.2%
カナダドル	CANADA GOV'T 1 20140201	120,000	119,884.80
	CANADA GOV'T 2 20140301	600,000	606,498.00
	CANADA GOV'T 0.75 20140501	310,000	308,499.60
	CANADA GOV'T 5 20140601	840,000	886,914.00
	CANADA GOV'T 3 20140601	560,000	575,176.00
	CANADA GOV'T 2.25 20140801	690,000	702,482.10
	CANADA GOV'T 1 20141101	490,000	488,853.40
	CANADA GOV'T 2 20141201	700,000	711,585.00
	CANADA GOV'T 1 20150201	450,000	448,740.00
	CANADA GOV'T 4.5 20150601	460,000	497,168.00
	CANADA GOV'T 2.5 20150601	290,000	299,413.40
	CANADA GOV'T 1.5 20150801	300,000	302,328.00
	CANADA GOV'T 3 20151201	470,000	494,040.50
	CANADA GOV'T 1.25 20160201	30,000	29,993.40
	CANADA GOV'T 4 20160601	550,000	600,484.50
	CANADA GOV'T 2 20160601	710,000	727,324.00



	CANADA GOV'T 2.75 20160901	240,000	252,434.40
	CANADA GOV'T 1.5 20170301	330,000	332,118.60
	CANADA GOV'T 4 20170601	490,000	545,913.90
	CANADA GOV'T 1.5 20170901	510,000	513,100.80
	CANADA GOV'T 1.25 20180301	120,000	119,030.40
	CANADA GOV'T 4.25 20180601	470,000	539,672.80
	CANADA GOV'T 3.75 20190601	786,000	892,691.64
	CANADA GOV'T 3.5 20200601	820,000	928,223.60
	CANADA GOV'T 3.25 20210601	434,000	487,225.76
	CANADA GOV'T 2.75 20220601	120,000	129,969.60
	CANADA GOV'T 1.5 20230601	100,000	96,273.00
	CANADA GOV'T 9 20250601	230,000	407,378.30
	CANADA GOV'T 8 20270601	260,000	449,446.40
	CANADA GOV'T 5.75 20290601	590,000	876,138.20
	CANADA GOV'T 5.75 20330601	390,000	605,194.20
	CANADA GOV'T 5 20370601	940,000	1,388,351.80
	CANADA GOV'T 4 20410601	630,000	839,890.80
	CANADA GOV'T 3.5 20451201	270,000	339,201.00
カナダドル計	銘柄数：34	15,300,000	17,541,639.90
	邦貨換算額		(1,494,723,135)
	組入時価比率：2.8%		2.8%
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8 20131219	3,750,000	3,872,475.00
	MEXICAN BONOS 7 20140619	4,950,000	5,113,647.00
	MEXICAN BONOS 9.5 20141218	4,830,000	5,267,453.10
	MEXICAN BONOS 6 20150618	3,690,000	3,791,954.70
	MEXICAN BONOS 8 20151217	5,160,000	5,596,948.80
	MEXICAN BONOS 6.25 20160616	2,430,000	2,529,678.60
	MEXICAN BONOS 7.25 20161215	3,790,000	4,097,748.00
	MEXICAN BONOS 5 20170615	1,990,000	1,984,567.30
	MEXICAN BONOS 7.75 20171214	2,910,000	3,250,877.40
	MEXICAN BONOS 8.5 20181213	2,190,000	2,567,074.20
	MEXICAN BONOS 8 20200611	3,070,000	3,601,324.90
	MEXICAN BONOS 6.5 20210610	5,240,000	5,656,999.20
	MEXICAN BONOS 6.5 20220609	2,890,000	3,119,755.00
	MEXICAN BONOS 8 20231207	3,010,000	3,640,053.20
	MEXICAN BONOS 10 20241205	3,050,000	4,265,943.50
	MEXICAN BONOS 7.5 20270603	3,100,000	3,590,265.00
	MEXICAN BONOS 8.5 20290531	3,030,000	3,796,832.40
	MEXICAN BONOS 7.75 20310529	2,200,000	2,556,510.00
	MEXICAN BONOS 10 20361120	4,490,000	6,419,891.80
	MEXICAN BONOS 8.5 20381118	4,820,000	6,044,954.80
	MEXICAN BONOS 7.75 20421113	1,120,000	1,300,902.40
メキシコペソ計	銘柄数：21	71,710,000	82,065,856.30
	邦貨換算額		(539,172,675)
	組入時価比率：1.0%		1.0%
ユーロ	BELGIAN 4 20140328	550,000	577,445.00
	BELGIAN 4.25 20140928	550,000	590,535.00
	BELGIAN 8 20150328	550,000	647,845.00
	BELGIAN 3.5 20150328	160,000	172,136.00
	BELGIAN 3.75 20150928	450,000	493,672.50
	BELGIAN 2.75 20160328	360,000	387,630.00
	BELGIAN 3.25 20160928	620,000	682,930.00
	BELGIAN 4 20170328	640,000	728,608.00
	BELGIAN 3.5 20170628	380,000	425,391.00
	BELGIAN 5.5 20170928	430,000	523,718.50
	BELGIAN 4 20180328	490,000	566,856.50
	BELGIAN 4 20190328	430,000	501,745.50
	BELGIAN 3 20190928	350,000	385,630.00
	BELGIAN 3.75 20200928	740,000	852,554.00

BELGIAN 4.25 20210928	520,000	618,800.00
BELGIAN 4 20220328	950,000	1,112,212.50
BELGIAN 4.25 20220928	460,000	545,813.00
BELGIAN 4.5 20260328	310,000	378,634.00
BELGIAN 5.5 20280328	680,000	922,862.00
BELGIAN 4 20320328	220,000	254,650.00
BELGIAN 5 20350328	770,000	1,012,396.00
BELGIAN 4.25 20410328	510,000	615,162.00
BTPS 3.75 20131215	490,000	500,853.50
BTPS 3 20140401	980,000	996,660.00
BTPS 3.5 20140601	1,020,000	1,043,358.00
BTPS 4.25 20140701	270,000	279,612.00
BTPS 4.25 20140801	1,300,000	1,347,515.00
BTPS 6 20141115	710,000	762,114.00
BTPS 4.25 20150201	960,000	1,001,136.00
BTPS 2.5 20150301	420,000	422,016.00
BTPS 3 20150415	1,090,000	1,104,987.50
BTPS 3 20150615	1,060,000	1,074,522.00
BTPS 4.5 20150715	360,000	377,658.00
BTPS 3.75 20150801	1,010,000	1,041,815.00
BTPS 3 20151101	1,150,000	1,165,870.00
BTPS 3.75 20160415	870,000	898,710.00
BTPS 3.75 20160801	1,320,000	1,361,910.00
BTPS 4.75 20160915	490,000	522,315.50
BTPS 4 20170201	1,180,000	1,221,890.00
BTPS 4.75 20170501	590,000	625,547.50
BTPS 4.75 20170601	420,000	445,221.00
BTPS 5.25 20170801	1,370,000	1,482,614.00
BTPS 3.5 20171101	230,000	230,966.00
BTPS 4.5 20180201	950,000	995,742.50
BTPS 4.5 20180801	1,420,000	1,481,770.00
BTPS 4.25 20190201	1,260,000	1,293,831.00
BTPS 4.5 20190301	960,000	997,872.00
BTPS 4.25 20190901	790,000	807,893.50
BTPS 4.5 20200201	1,050,000	1,083,285.00
BTPS 4.25 20200301	930,000	944,833.50
BTPS 4 20200901	970,000	969,321.00
BTPS 3.75 20210301	1,620,000	1,579,014.00
BTPS 3.75 20210801	1,050,000	1,014,405.00
BTPS 4.75 20210901	930,000	961,480.50
BTPS 5 20220301	990,000	1,033,461.00
BTPS 5.5 20220901	1,070,000	1,151,694.50
BTPS 5.5 20221101	80,000	85,972.00
BTPS 4.75 20230801	1,540,000	1,565,410.00
BTPS 9 20231101	440,000	594,880.00
BTPS 5 20250301	790,000	811,053.50
BTPS 4.5 20260301	470,000	459,754.00
BTPS 7.25 20261101	510,000	628,422.00
BTPS 6.5 20271101	1,150,000	1,326,697.50
BTPS 5.25 20291101	1,130,000	1,161,866.00
BTPS 6 20310501	1,420,000	1,573,928.00
BTPS 5.75 20330201	580,000	626,922.00
BTPS 5 20340801	1,090,000	1,085,476.50
BTPS 4 20370201	1,190,000	1,029,885.50
BTPS 5 20390801	900,000	896,760.00
BTPS 5 20400901	680,000	676,974.00
BUNDESobligation 2.25 20140411	980,000	1,009,204.00
BUNDESobligation 2.5 20141010	870,000	909,976.50
BUNDESobligation 2.5 20150227	890,000	939,795.50

BUNDESobligation 2.25 20150410	730,000	768,653.50
BUNDESobligation 1.75 20151009	830,000	870,836.00
BUNDESobligation 2 20160226	970,000	1,031,061.50
BUNDESobligation 2.75 20160408	590,000	642,687.00
BUNDESobligation 1.25 20161014	890,000	927,958.50
BUNDESobligation 0.75 20170224	280,000	286,370.00
BUNDESobligation 0.5 20170407	790,000	799,085.00
BUNDESobligation 0.5 20171013	580,000	584,698.00
BUNDESREPUB. 1.75 20220704	1,100,000	1,143,560.00
BUNDESREPUB. 4.25 20140104	680,000	710,396.00
BUNDESREPUB. 4.25 20140704	1,080,000	1,151,226.00
BUNDESREPUB. 3.75 20150104	1,000,000	1,077,650.00
BUNDESREPUB. 3.25 20150704	740,000	801,531.00
BUNDESREPUB. 3.5 20160104	740,000	818,477.00
BUNDESREPUB. 6 20160620	580,000	699,016.00
BUNDESREPUB. 4 20160704	1,020,000	1,160,760.00
BUNDESREPUB. 3.75 20170104	880,000	1,006,896.00
BUNDESREPUB. 4.25 20170704	800,000	943,960.00
BUNDESREPUB. 4 20180104	960,000	1,133,712.00
BUNDESREPUB. 4.25 20180704	790,000	952,700.50
BUNDESREPUB. 3.75 20190104	1,070,000	1,270,036.50
BUNDESREPUB. 3.5 20190704	1,070,000	1,261,316.00
BUNDESREPUB. 3.25 20200104	460,000	536,613.00
BUNDESREPUB. 3 20200704	1,040,000	1,197,456.00
BUNDESREPUB. 2.25 20200904	920,000	1,008,412.00
BUNDESREPUB. 2.5 20210104	1,480,000	1,648,720.00
BUNDESREPUB. 3.25 20210704	820,000	962,475.00
BUNDESREPUB. 2.25 20210904	590,000	643,955.50
BUNDESREPUB. 2 20220104	640,000	682,784.00
BUNDESREPUB. 1.5 20220904	660,000	669,075.00
BUNDESREPUB. 6.25 20240104	450,000	670,230.00
BUNDESREPUB. 6.5 20270704	510,000	815,515.50
BUNDESREPUB. 5.625 20280104	530,000	788,269.00
BUNDESREPUB. 4.75 20280704	580,000	798,979.00
BUNDESREPUB. 6.25 20300104	400,000	643,420.00
BUNDESREPUB. 5.5 20310104	760,000	1,151,590.00
BUNDESREPUB. 4.75 20340704	720,000	1,042,596.00
BUNDESREPUB. 4 20370104	870,000	1,165,669.50
BUNDESREPUB. 4.25 20390704	950,000	1,343,157.50
BUNDESREPUB. 4.75 20400704	820,000	1,252,263.00
BUNDESREPUB. 3.25 20420704	590,000	723,369.50
BUNDESREPUB. 2.5 20440704	220,000	232,859.00
BUNDESSCHATZANW 0.25 20131213	300,000	300,795.00
BUNDESSCHATZANW 0.25 20140314	860,000	862,881.00
BUNDESSCHATZANW 0 20140613	850,000	850,382.50
BUNDESSCHATZANW 0 20140912	410,000	410,266.50
BUNDESSCHATZANW 0 20141212	260,000	260,221.00
FINNISH GOV'T 3.125 20140915	283,000	298,381.05
FINNISH GOV'T 4.25 20150704	240,000	265,740.00
FINNISH GOV'T 1.75 20160415	260,000	273,832.00
FINNISH GOV'T 1.875 20170415	240,000	255,384.00
FINNISH GOV'T 3.875 20170915	260,000	301,301.00
FINNISH GOV'T 4.375 20190704	160,000	194,912.00
FINNISH GOV'T 3.375 20200415	360,000	416,790.00
FINNISH GOV'T 3.5 20210415	270,000	315,738.00
FINNISH GOV'T 1.625 20220915	230,000	231,230.50
FINNISH GOV'T 4 20250704	250,000	309,462.50
FINNISH GOV'T 2.75 20280704	130,000	141,615.50
FRANCE O.A.T. 4 20140425	920,000	969,358.00

FRANCE O.A.T. 4 20141025	960,000	1,030,512.00
FRANCE O.A.T. 3.5 20150425	1,850,000	1,998,185.00
FRANCE O.A.T. 3 20151025	1,590,000	1,718,551.50
FRANCE O.A.T. 3.25 20160425	1,290,000	1,419,516.00
FRANCE O.A.T. 5 20161025	1,050,000	1,235,955.00
FRANCE O.A.T. 3.75 20170425	1,210,000	1,378,795.00
FRANCE O.A.T. 4.25 20171025	1,340,000	1,570,078.00
FRANCE O.A.T. 4 20180425	970,000	1,132,572.00
FRANCE O.A.T. 4.25 20181025	1,130,000	1,342,948.50
FRANCE O.A.T. 4.25 20190425	1,210,000	1,446,010.50
FRANCE O.A.T. 8.5 20191025	810,000	1,199,731.50
FRANCE O.A.T. 3.75 20191025	870,000	1,014,855.00
FRANCE O.A.T. 3.5 20200425	1,040,000	1,196,000.00
FRANCE O.A.T. 2.5 20201025	1,400,000	1,505,070.00
FRANCE O.A.T. 3.75 20210425	1,660,000	1,935,062.00
FRANCE O.A.T. 3.25 20211025	1,320,000	1,482,228.00
FRANCE O.A.T. 3 20220425	1,170,000	1,283,724.00
FRANCE O.A.T. 2.25 20221025	670,000	686,314.50
FRANCE O.A.T. 8.5 20230425	520,000	835,146.00
FRANCE O.A.T. 4.25 20231025	1,350,000	1,628,707.50
FRANCE O.A.T. 6 20251025	810,000	1,144,327.50
FRANCE O.A.T. 3.5 20260425	1,340,000	1,510,247.00
FRANCE O.A.T. 2.75 20271025	250,000	257,312.50
FRANCE O.A.T. 5.5 20290425	1,130,000	1,568,948.50
FRANCE O.A.T. 5.75 20321025	920,000	1,345,638.00
FRANCE O.A.T. 4.75 20350425	1,060,000	1,386,003.00
FRANCE O.A.T. 4 20381025	920,000	1,091,626.00
FRANCE O.A.T. 4.5 20410425	980,000	1,259,104.00
FRANCE O.A.T. 4 20550425	800,000	952,800.00
FRANCE O.A.T. 4 20600425	310,000	369,644.00
FRENCH TREASURY NOTE 2.5 20140112	1,290,000	1,324,185.00
FRENCH TREASURY NOTE 3 20140712	1,840,000	1,925,284.00
FRENCH TREASURY NOTE 0.75 20140925	230,000	232,909.50
FRENCH TREASURY NOTE 2.5 20150115	720,000	756,504.00
FRENCH TREASURY NOTE 2 20150712	800,000	838,760.00
FRENCH TREASURY NOTE 2.25 20160225	1,760,000	1,873,696.00
FRENCH TREASURY NOTE 2.5 20160725	1,010,000	1,089,638.50
FRENCH TREASURY NOTE 1.75 20170225	910,000	958,139.00
FRENCH TREASURY NOTE 1 20170725	380,000	386,821.00
IRISH GOV'T 4 20140115	410,000	419,040.50
IRISH GOV'T 4.5 20150218	90,000	95,269.50
IRISH GOV'T 4.6 20160418	460,000	486,864.00
IRISH GOV'T 5.5 20171018	70,000	76,426.00
IRISH GOV'T 4.5 20181018	440,000	454,058.00
IRISH GOV'T 4.4 20190618	310,000	309,907.00
IRISH GOV'T 5.9 20191018	380,000	412,243.00
IRISH GOV'T 4.5 20200418	550,000	547,855.00
IRISH GOV'T 5 20201018	360,000	367,740.00
IRISH GOV'T 5.4 20250313	520,000	527,072.00
NETHERLANDS 1 20140115	700,000	707,350.00
NETHERLANDS 3.75 20140715	620,000	656,146.00
NETHERLANDS 2.75 20150115	890,000	940,196.00
NETHERLANDS 0.75 20150415	330,000	335,379.00
NETHERLANDS 3.25 20150715	740,000	800,421.00
NETHERLANDS 4 20160715	780,000	884,286.00
NETHERLANDS 2.5 20170115	540,000	586,683.00
NETHERLANDS 4.5 20170715	480,000	567,600.00
NETHERLANDS 1.25 20180115	310,000	319,997.50
NETHERLANDS 4 20180715	770,000	907,368.00

NETHERLANDS 4 20190715	690,000	823,135.50
NETHERLANDS 3.5 20200715	740,000	864,468.00
NETHERLANDS 3.25 20210715	590,000	679,149.00
NETHERLANDS 2.25 20220715	640,000	679,744.00
NETHERLANDS 7.5 20230115	410,000	635,172.00
NETHERLANDS 3.75 20230115	320,000	383,088.00
NETHERLANDS 5.5 20280115	320,000	461,328.00
NETHERLANDS 2.5 20330115	200,000	207,010.00
NETHERLANDS 4 20370115	740,000	968,401.00
NETHERLANDS 3.75 20420115	600,000	778,290.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.3 20140715	380,000	405,327.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.4 20141020	540,000	573,345.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.5 20150715	560,000	608,804.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4 20160915	600,000	682,080.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.2 20170220	360,000	401,256.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.3 20170915	300,000	352,305.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.65 20180115	460,000	551,149.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.35 20190315	560,000	674,044.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 1.95 20190618	190,000	200,801.50
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.9 20200715	500,000	593,325.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.5 20210915	750,000	870,375.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.65 20220420	270,000	316,548.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.4 20221122	190,000	218,614.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.85 20260315	440,000	579,986.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 6.25 20270715	330,000	497,376.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15 20370315	530,000	684,495.00
REPUBLIC OF AUSTRIA 3.15 20440620	100,000	111,475.00
SPANISH GOV'T 4.25 20140131	790,000	804,417.50
SPANISH GOV'T 3.4 20140430	540,000	545,103.00
SPANISH GOV'T 4.75 20140730	880,000	906,708.00
SPANISH GOV'T 3.3 20141031	750,000	755,550.00
SPANISH GOV'T 4.4 20150131	960,000	988,320.00
SPANISH GOV'T 3 20150430	1,200,000	1,195,140.00
SPANISH GOV'T 4 20150730	480,000	488,520.00
SPANISH GOV'T 3.75 20151031	470,000	473,830.50
SPANISH GOV'T 3.15 20160131	1,030,000	1,017,228.00
SPANISH GOV'T 3.25 20160430	1,180,000	1,162,831.00
SPANISH GOV'T 4.25 20161031	490,000	494,900.00
SPANISH GOV'T 3.8 20170131	750,000	741,337.50
SPANISH GOV'T 5.5 20170730	1,050,000	1,103,760.00
SPANISH GOV'T 4.5 20180131	170,000	170,382.50
SPANISH GOV'T 4.1 20180730	710,000	695,480.50
SPANISH GOV'T 4.6 20190730	680,000	675,070.00
SPANISH GOV'T 4.3 20191031	850,000	824,882.50
SPANISH GOV'T 4 20200430	600,000	565,320.00
SPANISH GOV'T 4.85 20201031	760,000	746,472.00
SPANISH GOV'T 5.5 20210430	1,480,000	1,502,792.00
SPANISH GOV'T 5.85 20220131	570,000	588,382.50
SPANISH GOV'T 4.8 20240131	520,000	486,954.00
SPANISH GOV'T 4.65 20250730	540,000	490,428.00
SPANISH GOV'T 5.9 20260730	370,000	375,846.00
SPANISH GOV'T 6 20290131	750,000	769,425.00
SPANISH GOV'T 5.75 20320730	1,000,000	993,750.00
SPANISH GOV'T 4.2 20370131	850,000	665,635.00
SPANISH GOV'T 4.9 20400730	380,000	325,774.00
SPANISH GOV'T 4.7 20410730	310,000	258,741.50
ユ一口計	銘柄数：247	179,613,000
	邦貨換算額	198,607,906.55
	組入時価比率：40.5%	(21,962,062,306)
		41.0%

英ポンド	UK GILT 2.25 20140307	1,050,000	1,074,465.00
	UK GILT 5 20140907	1,220,000	1,317,783.00
	UK GILT 2.75 20150122	1,240,000	1,301,566.00
	UK GILT 4.75 20150907	930,000	1,039,693.50
	UK GILT 8 20151207	650,000	796,087.50
	UK GILT 2 20160122	670,000	700,686.00
	UK GILT 4 20160907	696,000	784,009.20
	UK GILT 1.75 20170122	830,000	865,316.50
	UK GILT 8.75 20170825	350,000	478,450.00
	UK GILT 1 20170907	1,170,000	1,177,897.50
	UK GILT 5 20180307	320,000	386,384.00
	UK GILT 4.5 20190307	820,000	986,788.00
	UK GILT 3.75 20190907	1,390,000	1,616,292.00
	UK GILT 4.75 20200307	970,000	1,197,707.50
	UK GILT 3.75 20200907	1,390,000	1,623,589.50
	UK GILT 8 20210607	370,000	560,864.50
	UK GILT 3.75 20210907	520,000	609,258.00
	UK GILT 4 20220307	800,000	956,600.00
	UK GILT 1.75 20220907	350,000	346,517.50
	UK GILT 5 20250307	640,000	840,928.00
	UK GILT 4.25 20271207	610,000	751,459.00
	UK GILT 6 20281207	550,000	810,370.00
	UK GILT 4.75 20301207	730,000	951,628.00
	UK GILT 4.25 20320607	730,000	894,542.00
	UK GILT 4.5 20340907	779,000	980,332.55
	UK GILT 4.25 20360307	740,000	897,953.00
	UK GILT 4.75 20381207	870,000	1,135,959.00
	UK GILT 4.25 20390907	400,000	483,340.00
	UK GILT 4.25 20401207	520,000	627,978.00
	UK GILT 4.5 20421207	850,000	1,071,765.00
	UK GILT 3.25 20440122	30,000	30,055.50
	UK GILT 4.25 20461207	1,000,000	1,210,450.00
	UK GILT 4.25 20491207	900,000	1,091,745.00
	UK GILT 3.75 20520722	470,000	517,634.50
	UK GILT 4.25 20551207	540,000	661,851.00
	UK GILT 4 20600122	520,000	611,572.00
英ポンド計	銘柄数：36	26,615,000	31,389,517.75
	邦貨換算額		(4,260,185,349)
	組入時価比率：7.8%		7.9%
スイスフラン	SWISS GOV'T 4.25 20140106	208,000	217,588.80
	SWISS GOV'T 3.75 20150610	150,000	164,730.00
	SWISS GOV'T 2.5 20160312	310,000	336,412.00
	SWISS GOV'T 4.25 20170605	260,000	309,231.00
	SWISS GOV'T 3 20180108	300,000	344,265.00
	SWISS GOV'T 3 20190512	258,000	304,091.70
	SWISS GOV'T 2.25 20200706	240,000	275,232.00
	SWISS GOV'T 4 20230211	142,000	190,576.78
	SWISS GOV'T 4 20280408	264,000	382,404.00
スイスフラン計	銘柄数：9	2,132,000	2,524,531.28
	邦貨換算額		(230,817,894)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
スウェーデン クローナ	SWEDEN GOV'T 6.75 20140505	3,430,000	3,711,397.20
	SWEDEN GOV'T 4.5 20150812	2,750,000	3,015,512.50
	SWEDEN GOV'T 3 20160712	2,100,000	2,257,227.00
	SWEDEN GOV'T 3.75 20170812	2,600,000	2,929,082.00
	SWEDEN GOV'T 4.25 20190312	2,800,000	3,316,124.00
	SWEDEN GOV'T 5 20201201	2,550,000	3,248,470.50
	SWEDEN GOV'T 3.5 20220601	3,140,000	3,690,787.40
SWEDEN GOV'T 1.5 20231113	1,140,000	1,126,867.20	

	SWEDEN GOV'T 3.5 20390330	1,880,000	2,339,302.80
スウェーデン	銘柄数：9	22,390,000	25,634,770.60
クローナ計	邦貨換算額		(322,229,066)
	組入時価比率：0.6%		0.6%
ノルウェー	NORWEGIAN GOV'T 5 20150515	2,640,000	2,855,160.00
クローネ	NORWEGIAN GOV'T 4.25 20170519	2,280,000	2,539,008.00
	NORWEGIAN GOV'T 4.5 20190522	1,890,000	2,199,865.50
	NORWEGIAN GOV'T 3.75 20210525	1,460,000	1,659,144.00
ノルウェー	銘柄数：4	8,270,000	9,253,177.50
クローネ計	邦貨換算額		(138,149,940)
	組入時価比率：0.3%		0.3%
デンマーク	DENMARK BULLET 2 20141115	2,400,000	2,497,560.00
クローネ	DENMARK BULLET 4 20151115	3,910,000	4,372,748.50
	DENMARK BULLET 2.5 20161115	870,000	951,693.00
	DENMARK BULLET 4 20171115	2,370,000	2,798,614.50
	DENMARK BULLET 4 20191115	3,850,000	4,708,742.50
	DENMARK BULLET 3 20211115	1,570,000	1,821,121.50
	DENMARK BULLET 7 20241110	3,110,000	5,042,087.50
	DENMARK BULLET 4.5 20391115	4,770,000	7,183,381.50
デンマーク	銘柄数：8	22,850,000	29,375,949.00
クローネ計	邦貨換算額		(435,351,564)
	組入時価比率：0.8%		0.8%
ポーランド	POLAND GOV'T 0 20140125	470,000	453,394.90
ズロチ	POLAND GOV'T 5.75 20140425	1,390,000	1,433,993.50
	POLAND GOV'T 0 20140725	750,000	712,275.00
	POLAND GOV'T 5.5 20150425	1,530,000	1,604,128.50
	POLAND GOV'T 6.25 20151024	990,000	1,067,467.50
	POLAND GOV'T 5 20160425	1,270,000	1,335,151.00
	POLAND GOV'T 4.75 20161025	240,000	252,000.00
	POLAND GOV'T 4.75 20170425	560,000	591,304.00
	POLAND GOV'T 5.25 20171025	1,990,000	2,156,563.00
	POLAND GOV'T 5.5 20191025	1,870,000	2,092,249.50
	POLAND GOV'T 5.25 20201025	760,000	841,320.00
	POLAND GOV'T 5.75 20211025	590,000	675,373.00
	POLAND GOV'T 5.75 20220923	1,000,000	1,155,500.00
	POLAND GOV'T 4 20231025	230,000	231,702.00
	POLAND GOV'T 5.75 20290425	450,000	540,225.00
ポーランド	銘柄数：15	14,090,000	15,142,646.90
ズロチ計	邦貨換算額		(409,760,025)
	組入時価比率：0.8%		0.8%
オーストラリア	AUSTRALIAN GOV'T 5.5 20131215	260,000	266,760.00
ドル	AUSTRALIAN GOV'T 6.25 20140615	820,000	861,295.20
	AUSTRALIAN GOV'T 4.5 20141021	600,000	618,138.00
	AUSTRALIAN GOV'T 6.25 20150415	710,000	764,229.80
	AUSTRALIAN GOV'T 4.75 20151021	200,000	210,486.00
	AUSTRALIAN GOV'T 4.75 20160615	420,000	446,661.60
	AUSTRALIAN GOV'T 6 20170215	890,000	999,443.30
	AUSTRALIAN GOV'T 4.25 20170721	300,000	317,385.00
	AUSTRALIAN GOV'T 5.5 20180121	503,000	562,877.12
	AUSTRALIAN GOV'T 5.25 20190315	910,000	1,022,312.20
	AUSTRALIAN GOV'T 4.5 20200415	900,000	978,210.00
	AUSTRALIAN GOV'T 5.75 20210515	610,000	721,788.60
	AUSTRALIAN GOV'T 5.75 20220715	760,000	910,274.80
	AUSTRALIAN GOV'T 5.5 20230421	390,000	461,561.10
	AUSTRALIAN GOV'T 2.75 20240421	170,000	158,283.60
	AUSTRALIAN GOV'T 4.75 20270421	270,000	300,866.40
	AUSTRALIAN GOV'T 3.25 20290421	150,000	138,888.00
オーストラリア	銘柄数：17	8,863,000	9,739,460.72

ドル計	邦貨換算額		(862,818,825)
	組入時価比率：1.6%		1.6%
シンガポール ドル	SINGAPORE GOV'T 0.25 20140201	130,000	130,000.00
	SINGAPORE GOV'T 3.625 20140701	320,000	336,736.00
	SINGAPORE GOV'T 1.375 20141001	160,000	163,168.00
	SINGAPORE GOV'T 2.875 20150701	140,000	149,142.00
	SINGAPORE GOV'T 1.125 20160401	290,000	297,830.00
	SINGAPORE GOV'T 3.75 20160901	180,000	202,770.00
	SINGAPORE GOV'T 2.375 20170401	140,000	152,082.00
	SINGAPORE GOV'T 4 20180901	80,000	95,320.00
	SINGAPORE GOV'T 2.5 20190601	190,000	209,817.00
	SINGAPORE GOV'T 3.25 20200901	310,000	358,205.00
	SINGAPORE GOV'T 2.25 20210601	87,000	94,221.00
	SINGAPORE GOV'T 3.125 20220901	340,000	395,862.00
	SINGAPORE GOV'T 3 20240901	80,000	91,360.00
	SINGAPORE GOV'T 3.5 20270301	180,000	214,920.00
	SINGAPORE GOV'T 2.875 20300901	130,000	144,820.00
	SINGAPORE GOV'T 2.75 20420401	90,000	95,742.00
シンガポール ドル計	銘柄数：16	2,847,000	3,131,995.00
	邦貨換算額		(215,606,535)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
マレーシア リングgit	MALAYSIAN GOV'T 5.094 20140430	1,100,000	1,130,327.00
	MALAYSIAN GOV'T 3.434 20140815	350,000	352,184.00
	MALAYSIAN GOV'T 3.741 20150227	240,000	243,067.20
	MALAYSIAN GOV'T 3.835 20150812	680,000	691,736.80
	MALAYSIAN GOV'T 4.72 20150930	280,000	291,645.20
	MALAYSIAN GOV'T 3.197 20151015	330,000	330,617.10
	MALAYSIAN GOV'T 4.262 20160915	650,000	673,536.50
	MALAYSIAN GOV'T 3.814 20170215	610,000	622,968.60
	MALAYSIAN GOV'T 4.012 20170915	710,000	732,010.00
	MALAYSIAN GOV'T 3.314 20171031	290,000	290,582.90
	MALAYSIAN GOV'T 4.24 20180207	650,000	676,981.50
	MALAYSIAN GOV'T 3.58 20180928	340,000	343,658.40
	MALAYSIAN GOV'T 5.734 20190730	710,000	805,012.20
	MALAYSIAN GOV'T 4.378 20191129	690,000	729,129.90
	MALAYSIAN GOV'T 3.492 20200331	280,000	280,184.80
	MALAYSIAN GOV'T 4.16 20210715	370,000	387,774.80
	MALAYSIAN GOV'T 3.418 20220815	240,000	237,986.40
	MALAYSIAN GOV'T 4.392 20260415	380,000	408,093.40
	MALAYSIAN GOV'T 3.892 20270315	210,000	214,128.60
	MALAYSIAN GOV'T 3.502 20270531	400,000	388,900.00
	MALAYSIAN GOV'T 5.248 20280915	240,000	281,270.40
	MALAYSIAN GOV'T 4.127 20320415	280,000	287,775.60
マレーシア リングgit計	銘柄数：22	10,030,000	10,399,571.30
	邦貨換算額		(286,092,206)
	組入時価比率：0.5%		0.5%
南アフリカ ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.5 20140115	560,000	573,608.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.75 20141221	750,000	801,937.50
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 13.5 20150915	2,980,000	3,584,254.60
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.25 20170915	3,940,000	4,320,170.60
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8 20181221	3,690,000	4,033,908.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.25 20200115	3,840,000	4,023,936.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 6.75 20210331	3,860,000	3,926,507.80
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.75 20230228	1,470,000	1,562,933.40
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.5 20261221	4,420,000	5,630,770.60
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7 20310228	2,330,000	2,141,596.20
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 6.25 20360331	2,700,000	2,172,177.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 6.5 20410228	2,070,000	1,690,237.80



	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.75 20480228	510,000	535,071.60
南アフリカ	銘柄数：13	33,120,000	34,997,109.10
ランド計	邦貨換算額		(340,521,871)
	組入時価比率：0.6%		0.6%
小計			53,588,400,331
			(53,588,400,331)
合計			53,588,400,331
			(53,588,400,331)

(注) 1. 小計欄及び合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

2. 組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[次へ](#)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

	平成25年1月31日現在
資産総額	616,935,609 円
負債総額	771,868 円
純資産総額（ - ）	616,163,741 円
発行済口数	843,939,195 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7301 円
（ 1万口当たり純資産額	7,301 円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

## イ 名義書換

該当事項はありません。

## ロ 受益者名簿

作成しません。

## ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

## (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

## ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

	平成25年1月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

##### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

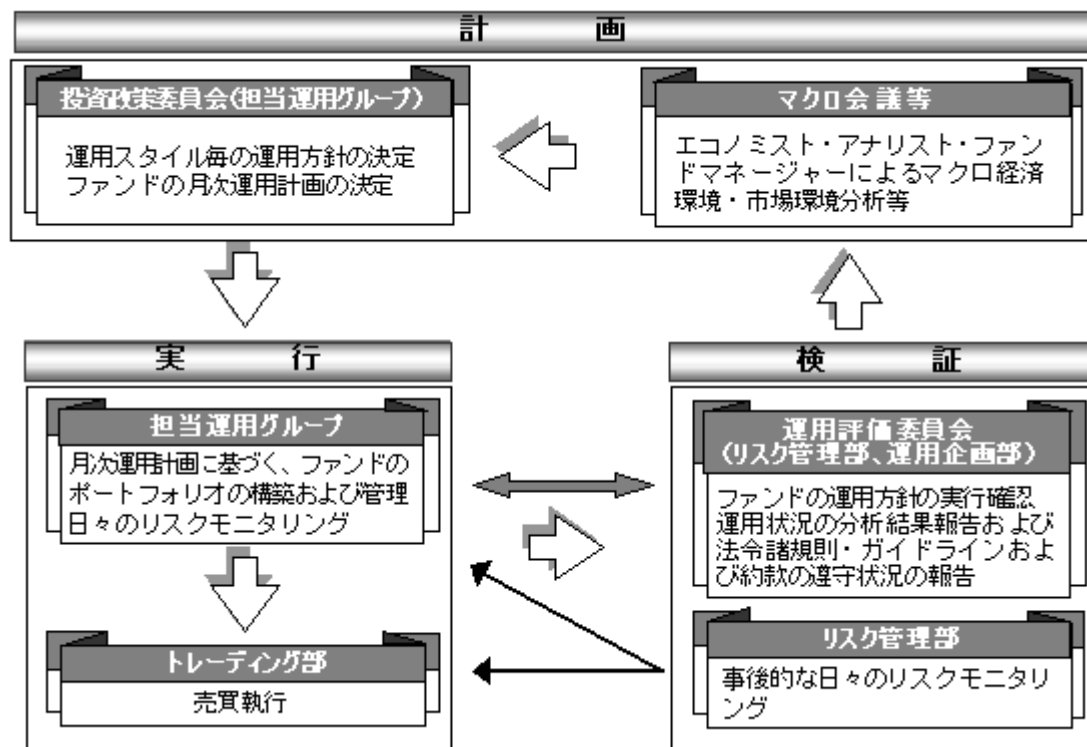
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

##### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年1月31日現在、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年1月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	20 ( 4 )	31,859 ( 18,420 )
	追加型	320 ( 138 )	5,069,835 ( 3,328,831 )
	計	340 ( 142 )	5,101,694 ( 3,347,251 )
公社債投資信託	単位型	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	追加型	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	計	0 ( 0 )	0 ( 0 )
合計		340 ( 142 )	5,101,694 ( 3,347,251 )

( ) 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

（ご参考）

平成25年1月31日現在、トヨタアセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年1月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	1 ( 1 )	10,329 ( 10,329 )
	追加型	31 ( 14 )	278,047 ( 111,111 )
	計	32 ( 15 )	288,376 ( 121,440 )
公社債投資信託	単位型	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	追加型	4 ( 1 )	242,084 ( 158,839 )
	計	4 ( 1 )	242,084 ( 158,839 )
合計		36 ( 16 )	530,460 ( 280,279 )

( ) 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第28期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 26 期 (平成23年3月31日)	第 27 期 (平成24年3月31日)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	2	17,127,600	15,970,870
有価証券		3,999,722	3,999,305
前払費用		264,910	259,411
未収入金		607,623	32,426
未収委託者報酬		3,712,698	3,392,765
未収運用受託報酬		326,523	305,910
未収投資助言報酬	2	412,606	452,618
未収収益		27,051	14,092
繰延税金資産		241,975	155,946
その他の流動資産		1,299	9,011
流動資産計		26,722,012	24,592,358
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	1		
建物		148,698	130,525
器具備品		232,209	201,264
有形固定資産合計		380,907	331,789
無形固定資産			
無形固定資産	1		
ソフトウェア		-	241,251
ソフトウェア仮勘定		-	32,852
電話加入権		138	126
商標権		4,216	2,271
無形固定資産合計		4,354	276,502
投資その他の資産			
投資有価証券		4,980,828	6,720,330
関係会社株式		234,921	234,921
長期差入保証金		681,432	681,196
長期前払費用		10,561	16,958
会員権		20,113	9,480
繰延税金資産		606,449	589,332
投資その他の資産合計		6,534,307	8,252,219
固定資産計		6,919,569	8,860,511
資産合計		33,641,581	33,452,870

	第 26 期 (平成23年 3月31日)	第 27 期 (平成24年 3月31日)
( 負 債 の 部 )		
流動負債		
預り金	47,190	47,840
未払金		
未払収益分配金	681	403
未払償還金	21,638	106,771
未払手数料	2 1,971,626	1,893,658
その他未払金	64,551	86,141
未払費用	824,240	930,998
未払消費税等	126,666	35,683
未払法人税等	1,004,164	264,114
賞与引当金	327,914	279,981
その他の流動負債	-	10
流動負債計	4,388,674	3,645,603
固定負債		
退職給付引当金	1,310,821	1,489,315
固定負債計	1,310,821	1,489,315
負債合計	5,699,496	5,134,919
( 純 資 産 の 部 )		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計	17,202,602	17,612,639
株主資本計	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110,498	76,327
評価・換算差額等計	110,498	76,327
純資産合計	27,942,085	28,317,951
負債・純資産合計	33,641,581	33,452,870



## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 26 期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第 27 期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	27,350,519	25,467,198
運用受託報酬	2,113,027	2,001,039
投資助言報酬	1,828,087	1,743,437
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	35,635	31,647
サービス支援手数料	234,885	99,134
その他	26,930	48,776
営業収益計	31,594,086	29,396,234
営業費用		
支払手数料	14,161,927	13,259,090
広告宣伝費	482,728	475,028
公告費	4,634	4,092
調査費		
調査費	537,254	503,839
委託調査費	2,115,042	2,285,064
営業雑経費		
通信費	34,433	35,155
印刷費	266,803	199,733
協会費	23,235	28,233
諸会費	11,346	12,025
情報機器関連費	2,066,205	1,855,475
販売促進費	27,670	28,021
その他	79,571	123,714
営業費用計	19,810,852	18,809,475
一般管理費		
給料		
役員報酬	155,867	154,738
給料・手当	4,342,937	4,427,312
賞与	983,434	937,970
賞与引当金繰入額	327,914	279,981
交際費	21,460	20,938
寄付金	31	10,026
事務委託費	220,738	245,311
旅費交通費	219,278	230,691
租税公課	87,674	80,136
不動産賃借料	677,468	683,098
退職給付費用	199,545	205,957
固定資産減価償却費	100,356	170,410
諸経費	250,817	268,760
一般管理費計	7,587,526	7,715,334

営業利益		4,195,707	2,871,423
営業外収益			
受取配当金		34,115	29,042
有価証券利息		3,603	3,731
受取利息	1	7,877	5,916
為替差益		4,753	-
時効成立分配金・償還金		3,076	3,563
原稿・講演料		3,485	2,745
還付加算金		1,645	-
雑収入		7,033	5,096
営業外収益計		65,590	50,095
営業外費用			
為替差損		-	15,834
時効成立後支払分配金・償還金		659	-
営業外費用計		659	15,834
経常利益		4,260,638	2,905,684
特別利益			
投資有価証券償還益		7	-
投資有価証券売却益		71,400	13,806
受取和解金		-	108,451
特別利益計		71,407	122,258
特別損失			
固定資産除却損	2	17,318	12,873
投資有価証券償還損		2,679	3,180
投資有価証券評価損		-	301
投資有価証券売却損		20,822	6,578
関係会社株式評価損		1,256	-
ゴルフ会員権評価損		-	10,633
特別損失計		42,077	33,566
税引前当期純利益		4,289,968	2,994,376
法人税、住民税及び事業税		1,852,053	1,195,768
法人税等調整額		93,549	136,130
法人税等合計		1,758,503	1,331,898
当期純利益		2,531,465	1,662,477

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第 26 期 （ 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 ）	第 27 期 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 ）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
当期首残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,172,932	15,381,398
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	15,381,398	15,791,435
利益剰余金合計		
当期首残高	15,994,137	17,202,602
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	17,202,602	17,612,639
株主資本合計		
当期首残高	26,623,121	27,831,586
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477

当期変動額合計	1,208,465	410,037
当期末残高	27,831,586	28,241,623
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
評価・換算差額合計		
当期首残高	82,556	110,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	27,941	34,170
当期末残高	110,498	76,327
純資産合計		
当期首残高	26,705,677	27,942,085
当期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	1,252,440
当期純利益	2,531,465	1,662,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,941	34,170
当期変動額合計	1,236,407	375,866
当期末残高	27,942,085	28,317,951

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

#### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## (貸借対照表関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 191,415千円</p> <p>器具備品 774,482千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 95千円</p> <p>商標権 15,226千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 210,710千円</p> <p>器具備品 624,552千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 127,910千円</p> <p>電話加入権 107千円</p> <p>商標権 17,170千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 11,201,422千円</p> <p>未収投資助言報酬 293,061千円</p> <p>未払手数料 469,104千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,360,214千円</p> <p>未収投資助言報酬 283,244千円</p> <p>未払手数料 436,830千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p>
<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。</p>	<p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額56,653千円の支払保証を行っております。</p>

## (損益計算書関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 3,867千円</p>	<p>1 関係会社との取引に係るもの</p> <p>受取利息 2,455千円</p>
<p>2 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円であります。</p>	<p>2 固定資産除却損は、器具備品12,873千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年6月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成24年6月25日開催の第27回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

## (リース取引関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,700 1年超 958,593 合計 1,631,293	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) 1年以内 672,641 1年超 286,301 合計 958,942

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	-
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	-
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	-
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	122
その他有価証券	4,932,087	4,932,087	-
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	-
資産計	31,192,671	31,192,549	122
(1)未払金			
未払手数料	1,971,626	1,971,626	-
負債計	1,971,626	1,971,626	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

## (1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	-	-	-
未収委託者報酬	3,712,698	-	-	-
未収運用受託報酬	326,523	-	-	-
未収投資助言報酬	412,606	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,841	667,590	-	-
合計	25,593,271	667,590	-	-

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,970,870	15,970,870	-
(2)未収委託者報酬	3,392,765	3,392,765	-
(3)未収運用受託報酬	305,910	305,910	-
(4)未収投資助言報酬	452,618	452,618	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,305	3,999,200	105
その他有価証券	6,671,589	6,671,589	-
(6)長期差入保証金	681,196	681,196	-
資産計	31,474,256	31,474,150	105
(1)未払金			
未払手数料	1,893,658	1,893,658	-
負債計	1,893,658	1,893,658	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

## (1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,970,870	-	-	-
未収委託者報酬	3,392,765	-	-	-
未収運用受託報酬	305,910	-	-	-
未収投資助言報酬	452,618	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	13,877	667,318	-	-
合計	24,136,043	667,318	-	-

(有価証券関係)

第26期(平成23年3月31日)

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	122
小計	3,999,722	3,999,600	122
合計	3,999,722	3,999,600	122

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

## 3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	65,476
小計	1,884,692	1,950,168	65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,845,387	71,400	20,822

第27期(平成24年3月31日)

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,305	3,999,200	105
小計	3,999,305	3,999,200	105
合計	3,999,305	3,999,200	105

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,635,097	4,387,713	247,384
小計	4,635,097	4,387,713	247,384
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,036,491	2,170,148	133,657
小計	2,036,491	2,170,148	133,657
合計	6,671,589	6,557,862	113,727

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、301千円です。

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,012,727	13,806	6,578

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p>																				
<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,310,821</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,310,821</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,310,821	退職給付引当金	1,310,821	<p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,489,315</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,489,315</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,489,315	退職給付引当金	1,489,315												
退職給付債務	1,310,821																				
退職給付引当金	1,310,821																				
退職給付債務	1,489,315																				
退職給付引当金	1,489,315																				
<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">160,751</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">17,066</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,439</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15,287</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">199,545</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	160,751	利息費用	17,066	数理計算上の差異の費用処理額	6,439	その他	15,287	退職給付費用	199,545	<p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">167,222</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,662</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,053</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14,018</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">205,957</td> </tr> </table> <p>(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p>	勤務費用	167,222	利息費用	19,662	数理計算上の差異の費用処理額	5,053	その他	14,018	退職給付費用	205,957
勤務費用	160,751																				
利息費用	17,066																				
数理計算上の差異の費用処理額	6,439																				
その他	15,287																				
退職給付費用	199,545																				
勤務費用	167,222																				
利息費用	19,662																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,053																				
その他	14,018																				
退職給付費用	205,957																				
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）</p>	割引率	1.5%																
割引率	1.5%																				
割引率	1.5%																				

(税効果会計関係)

第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
133,428	106,421
未払社会保険料	未払社会保険料
14,807	12,691
未払事業税	未払事業税
83,126	27,381
未払事業所税	未払事業所税
6,378	5,808
その他	その他
4,235	3,644
繰延税金資産計	繰延税金資産計
241,975	155,946
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
241,975	155,946
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
241,975	155,946
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金	退職給付引当金
533,373	530,792
ソフトウェア償却	ソフトウェア償却
141,119	95,129
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
71,023	61,204
特定外国子会社留保金額	特定外国子会社留保金額
247,489	222,604
その他	その他
4,925	7,328
繰延税金資産計	繰延税金資産計
997,931	917,059
評価性引当額	評価性引当額
321,097	290,326
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
676,833	626,732
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
70,383	37,399
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
70,383	37,399
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
606,449	589,332
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	(%)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	法定実効税率
	40.6
	(調整)
	評価性引当額の増減
	1.0
	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.3
	住民税均等割等
	0.2
	外国税額控除
	0.5
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
	4.5
	その他
	0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	44.4



3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が88,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が93,662千円、その他有価証券評価差額金が5,299千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第26期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

## (2)地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第27期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	25,467,198	2,001,039	1,743,437	184,558	29,396,234

## (2)地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## (関連当事者情報)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,130,782	未収投資 助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーポリアル証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1.親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	220,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接 40	当社の 主要顧客	投資助言 報酬	1,082,284	未収投資 助言報酬	283,244
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	4,294,733	未払手数料	345,061

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。  
(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の 販売委託	委託販売 手数料	1,765,986	未払手数料	264,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## (1株当たり情報)

第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 1,584,018円42銭 1株当たり当期純利益 143,507円12銭	1株当たり純資産額 1,605,326円06銭 1株当たり当期純利益 94,244円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額 27,942,085千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 28,317,951千円 普通株式に係る純資産額 28,317,951千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益 2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,662,477千円 普通株式に係る当期純利益 1,662,477千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		16,703,596
有価証券		3,999,207
前払費用		257,951
未収委託者報酬		3,221,255
未収運用受託報酬		414,813
未収投資助言報酬		455,610
未収収益		18,523
繰延税金資産		166,931
その他		2,597
流動資産合計		25,240,487
固定資産		
有形固定資産	1	278,883
無形固定資産		387,892
投資その他の資産		
投資有価証券		5,955,910
その他		1,603,125
投資その他の資産合計		7,559,035
固定資産合計		8,225,811
資産合計		33,466,298
負債の部		
流動負債		
預り金		46,700
未払金		1,967,237
未払費用		962,591
未払法人税等		527,043
前受収益		7,481
賞与引当金		264,855
その他	2	80,694
流動負債合計		3,856,605
固定負債		
退職給付引当金		1,583,169
固定負債合計		1,583,169
負債合計		5,439,775
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245

その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	15,729,295
利益剰余金合計	17,550,500
株主資本合計	28,179,484
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	152,960
評価・換算差額等合計	152,960
純資産合計	28,026,523
負債純資産合計	33,466,298

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		12,101,664
運用受託報酬		947,312
投資助言報酬		834,061
その他の営業収益		62,525
営業収益計		13,945,563
営業費用		8,998,609
一般管理費	1	3,693,404
営業利益		1,253,548
営業外収益	2	24,695
営業外費用	3	5,196
経常利益		1,273,048
特別利益		336
特別損失	4	57,288
税引前中間純利益		1,216,096
法人税、住民税及び事業税		497,151
法人税等調整額		47,995
法人税等合計		449,155
中間純利益		766,940

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	15,791,435
当中間期変動額	
剰余金の配当	829,080
中間純利益	766,940
当中間期変動額合計	62,139
当中間期末残高	15,729,295
利益剰余金合計	
当期首残高	17,612,639
当中間期変動額	
剰余金の配当	829,080
中間純利益	766,940
当中間期変動額合計	62,139
当中間期末残高	17,550,500
株主資本合計	
当期首残高	28,241,623
当中間期変動額	
剰余金の配当	829,080
中間純利益	766,940
当中間期変動額合計	62,139
当中間期末残高	28,179,484
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	76,327
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	229,288
当中間期変動額合計	229,288
当中間期末残高	152,960



評価・換算差額等合計	
当期首残高	76,327
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	229,288
当中間期変動額合計	229,288
当中間期末残高	152,960
純資産合計	
当期首残高	28,317,951
当中間期変動額	
剰余金の配当	829,080
中間純利益	766,940
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	229,288
当中間期変動額合計	291,428
当中間期末残高	28,026,523

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## ( 中間貸借対照表関係 )

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	885,491千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
	当座借越極度額の総額 10,000,000千円
	借入実行残高 <u>                    -</u>
	差引額 10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額45,460千円の支払保証を行っております。	

## ( 中間損益計算書関係 )

第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	54,001千円
無形固定資産	34,225千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3,069千円

受取配当金	15,103千円
3．営業外費用のうち主要なもの 為替差損	5,196千円
4．特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損	36,226千円
投資有価証券評価損	17,803千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（リース取引関係）

第28期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
1．オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	583,720千円
1年超	1,469,547千円
合計	2,053,268千円

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

第28期中間会計期間（平成24年 9月30日）

平成24年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	16,703,596	16,703,596	-
(2)未収委託者報酬	3,221,255	3,221,255	-
(3)未収運用受託報酬	414,813	414,813	-
(4)未収投資助言報酬	455,610	455,610	-
(5)有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	3,999,207	3,998,800	407

その他有価証券	5,922,072	5,922,072	-
(6)投資その他の資産			
長期差入保証金	680,513	680,513	-
資産計	31,397,067	31,396,660	407
(1)未払金			
未払手数料	1,768,995	1,768,995	-
負債計	1,768,995	1,768,995	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 及び

(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	33,540
合計	33,838
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、14,903千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,207	3,998,800	407
小計	3,999,207	3,998,800	407
合計	3,999,207	3,998,800	407

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,793,142	2,705,290	87,851
小計	2,793,142	2,705,290	87,851
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,128,929	3,369,742	240,812
小計	3,128,929	3,369,742	240,812
合計	5,922,072	6,075,033	152,960

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 33,838千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、2,900千円です。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

第28期中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

## 1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2．関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	12,101,664	947,312	834,061	62,525	13,945,563

## (2)地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## （1株当たり情報）

第28期中間会計期間 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）	
1株当たり純資産額	1,588,805円19銭
1株当たり中間純利益	43,477円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	28,026,523千円
普通株式に係る純資産額	28,026,523千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	766,940千円

普通株式に係る中間純利益	766,940千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

## （追加情報）

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. トヨタアセットマネジメント株式会社との経営統合

当社は、平成24年9月28日に、トヨタアセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日としてトヨタアセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意書を締結致しました。

## (1)目的

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、この度合意いたしました。

## (2)合併する相手会社の名称

トヨタアセットマネジメント株式会社

## (3)合併の方法、合併後の会社名

当該合併は、当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式であり、トヨタアセットマネジメント株式会社は解散いたします。合併後の名称に変更はありません。

## (4)合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有する予定となっているため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はいたしません。

## (5)相手会社の主な事業の内容、規模（平成24年3月期）

名称	トヨタアセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業等
資本金	600,000千円
純資産	1,385,963千円
総資産	1,833,325千円
営業収益	1,980,544千円
当期純利益	5,635千円

## (6)合併の時期

平成25年4月1日（予定）

[次へ](#)

(参考情報)

## トヨタアセットマネジメント株式会社の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## (1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金		364,242		501,562
有価証券		772,833		643,270
前払費用		25,258		21,817
未収委託者報酬		453,107		372,005
未収運用受託報酬		94,575		92,258
繰延税金資産		27,806		19,857
<b>流動資産合計</b>		<b>1,737,821</b>		<b>1,650,770</b>
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	*1	20,177	*1	17,684
器具備品	*1	16,143	*1	8,726
<b>有形固定資産合計</b>		<b>36,320</b>		<b>26,411</b>
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		8,911		7,672
電話加入権		1,207		1,207
<b>無形固定資産合計</b>		<b>10,119</b>		<b>8,879</b>
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		555		40,477
長期前払費用		16		-
長期差入保証金		70,343		70,406
長期預け金		602		574
繰延税金資産		33,002		35,810
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>104,518</b>		<b>147,266</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>150,957</b>		<b>182,555</b>
<b>資産合計</b>		<b>1,888,777</b>		<b>1,833,325</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		6,067		8,489
未払代行手数料		247,745		202,085
未払金		566		606
未払費用		89,782		93,163
未払法人税等		11,207		6,403

未払消費税等	8,802	9,154
賞与引当金	48,000	27,000
流動負債合計	412,169	346,901
固定負債		
退職給付引当金	80,919	100,461
固定負債合計	80,919	100,461
負債合計	493,088	447,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	27,760	29,284
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	658,818	647,689
利益剰余金合計	795,578	785,973
株主資本合計	1,395,578	1,385,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	111	10
評価・換算差額等合計	111	10
純資産合計	1,395,689	1,385,963
負債・純資産合計	1,888,777	1,833,325

## (2)損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,379,563	1,177,306
運用受託報酬	252,648	273,573
投資助言報酬	*1 536,073	*1 529,665
営業収益合計	2,168,284	1,980,544
営業費用		
支払手数料	675,328	550,329
広告宣伝費	-	6,366
調査費	142,527	147,633
委託調査費	108,516	114,623
委託計算費	43,825	42,128
営業雑経費		

通信費		6,338		5,816
印刷費		30,271		21,775
協会費		4,081		4,239
諸会費		667		874
その他営業雑経費		1,880		3,651
営業費用合計		1,013,432		897,433
一般管理費				
給料				
役員報酬		75,740		83,127
給料・手当	*1	489,172	*1	488,251
賞与	*1	139,887	*1	99,845
賞与引当金繰入		48,000		27,000
福利厚生費		92,418		93,480
交際費		1,881		6,181
旅費交通費		13,360		16,469
租税公課		6,718		9,114
不動産賃借料		99,501		89,783
退職給付費用	*1	28,575	*1	32,884
固定資産減価償却費		22,238		13,584
業務委託費		44,641		49,845
諸経費		34,537		40,787
一般管理費合計		1,096,666		1,050,351
営業利益		58,187		32,760
営業外収益				
受取利息		30		36
有価証券利息		628		547
受取配当金		-		529
その他営業外収益		364		1,203
営業外収益合計		1,022		2,315
営業外費用				
雑損失		151		336
営業外費用合計		151		336
経常利益		59,057		34,739
特別利益				
投資有価証券売却益		-		71
特別利益合計		-		71
特別損失				
役員退職慰労金		20,880		7,750
固定資産除却損	*2	1,012	*2	1,020
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		3,405		-
特別損失合計		25,297		8,770

税引前当期純利益	33,761	26,040
法人税、住民税及び事業税	21,000	15,259
法人税等調整額	4,094	5,146
法人税等合計	16,906	20,405
当期純利益	16,854	5,635

## (3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	25,876	27,760
当期変動額		
利益準備金の積立	1,884	1,524
当期変動額合計	1,884	1,524
当期末残高	27,760	29,284
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	662,688	658,818
当期変動額		
利益準備金の積立	1,884	1,524
剰余金の配当	18,840	15,240
当期純利益	16,854	5,635
当期変動額合計	3,870	11,129
当期末残高	658,818	647,689
利益剰余金合計		
当期首残高	797,564	795,578
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	18,840	15,240
当期純利益	16,854	5,635
当期変動額合計	1,986	9,605

当期末残高	795,578	785,973
株主資本合計		
当期首残高	1,397,564	1,395,578
当期変動額		
剰余金の配当	18,840	15,240
当期純利益	16,854	5,635
当期変動額合計	1,986	9,605
当期末残高	1,395,578	1,385,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	86	111
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25	121
当期変動額合計	25	121
当期末残高	111	10
評価・換算差額等合計		
当期首残高	86	111
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25	121
当期変動額合計	25	121
当期末残高	111	10
純資産合計		
当期首残高	1,397,650	1,395,689
当期変動額		
剰余金の配当	18,840	15,240
当期純利益	16,854	5,635
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25	121
当期変動額合計	1,961	9,726
当期末残高	1,395,689	1,385,963

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

決算日の市場価格等による時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

## 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 61,485千円	建物 63,978千円
器具備品 71,812千円	器具備品 57,853千円
計 133,297千円	計 121,831千円

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
*1 関係会社との取引額	*1 関係会社との取引額
投資助言報酬 536,073千円	投資助言報酬 529,665千円
給料・手当 99,318千円	給料・手当 107,355千円
賞与 31,293千円	賞与 31,907千円
退職給付費用 4,632千円	退職給付費用 4,200千円
*2 固定資産除却損は、器具備品936千円及び電話加入権76千円であります。	*2 固定資産除却損は、器具備品1,020千円であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)



## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。

また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。

有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分であります。キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成23年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	364,242	364,242	
(2)有価証券	772,833	772,833	
(3)未収委託者報酬	453,107	453,107	
(4)未収運用受託報酬	94,575	94,575	
(5)投資有価証券	555	555	
(6)長期差入保証金	70,343	68,690	1,653
資産計	1,755,655	1,754,003	1,653
(1)未払代行業手数料	247,745	247,745	
(2)未払費用	89,782	89,782	
負債計	337,527	337,527	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金(敷金)の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金(敷金)の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	364,242			
未収委託者報酬	453,107			
未収運用受託報酬	94,575			
長期差入保証金		56,274	14,069	
合計	911,924	56,274	14,069	

当事業年度(平成24年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	501,562	501,562	
(2)有価証券	643,270	643,270	
(3)未収委託者報酬	372,005	372,005	
(4)未収運用受託報酬	92,258	92,258	
(5)投資有価証券	40,477	40,477	
(6)長期差入保証金	70,406	69,389	1,016
資産計	1,719,978	1,718,962	1,016

(1)未払代行手数料	202,085	202,085	
(2)未払費用	93,163	93,163	
負債計	295,248	295,248	

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

## (3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

## 負債

## (1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	501,562	-	-	-
未収委託者報酬	372,005	-	-	-
未収運用受託報酬	92,258	-	-	-
長期差入保証金	-	-	70,406	-
合計	965,825	-	70,406	-

## (有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	555	444	111
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,833	772,833	
合計		773,388	773,277	111

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	683,747	683,762	15
合計		683,747	683,762	15

その他有価証券の当事業年度中の売却額は515千円であり、売却益は71千円であります。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項 (1)退職給付債務 80,919千円 (2)退職給付引当金 80,919千円</p> <p>3．退職給付費用に関する事項 (1)勤務費用(注) 28,575千円 (2)退職給付費用 28,575千円 (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項 (1)退職給付債務 100,461千円 (2)退職給付引当金 100,461千円</p> <p>3．退職給付費用に関する事項 (1)勤務費用(注) 32,884千円 (2)退職給付費用 32,884千円 (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>繰延税金資産</p>	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>繰延税金資産</p>

未払事業税	1,542	未払事業税	1,023
少額固定資産	285	少額固定資産	71
賞与引当金超過額	19,531	賞与引当金超過額	10,263
未払費用	6,287	未払費用	8,270
退職給付引当金超過額	32,926	退職給付引当金超過額	35,804
資産除去債務	1,535	資産除去債務	1,476
その他	463	その他	235
繰延税金資産小計	62,569	繰延税金資産小計	57,142
評価性引当額	1,762	評価性引当額	1,475
繰延税金資産の純額	60,808	繰延税金資産の純額	55,667
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	2.7%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.6%
住民税均等割	2.4%	住民税均等割	3.2%
評価性引当額	5.2%	評価性引当額	0.2%
その他	1.0%	税率変更による期末繰延税 金資産の減額修正	24.9%
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	50.1%	その他	0.7%
		税効果会計適用後の法人税 等の負担率	78.4%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が6,474千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が6,473千円増加しております。

## （セグメント情報等）

### 〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### 〔関連情報〕

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	536,073	-

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	529,665	-

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(注3)	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬(注1)	536,073		
						役員の兼任等	出向者人件費(注2)	108,809		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

(注3) 平成22年10月1日付けにて、あいおい損害保険株式会社はニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となりました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	100,005百万円	損害保険業	(被所有)直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬（注1）	529,665		
						役員の兼任等	出向者人件費（注2）	112,755		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額 116,307.42円 1株当たり当期純利益 1,404.52円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 115,496.94円 1株当たり当期純利益 469.62円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 16,854千円 普通株式に係る当期純利益 16,854千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,635千円 普通株式に係る当期純利益 5,635千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)



## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月10日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		485,159
有価証券		643,449
前払費用		33,527
未収委託者報酬		379,229
未収運用受託報酬		97,197
繰延税金資産		25,376
流動資産合計		1,663,937
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	16,611
器具備品	*1	8,470
有形固定資産合計		25,080
無形固定資産		
ソフトウェア		6,951
その他		38
無形固定資産合計		6,989
投資その他の資産		
投資有価証券		41,809
長期差入保証金		70,130
長期預け金		565
繰延税金資産		38,909
投資その他の資産合計		151,413
固定資産合計		183,482
資産合計		1,847,419

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		8,747

未払代行手数料		205,926
未払金		598
未払費用		96,394
未払法人税等		6,278
未払消費税等	*2	7,723
賞与引当金		45,000
流動負債合計		370,666
固定負債		
退職給付引当金		110,046
役員退職慰労引当金		7,637
固定負債合計		117,683
負債合計		488,349
純資産の部		
株主資本		
資本金		600,000
利益剰余金		
利益準備金		29,788
その他利益剰余金		
別途積立金		109,000
繰越利益剰余金		619,719
利益剰余金合計		758,507
株主資本合計		1,358,507
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		563
評価・換算差額等合計		563
純資産合計		1,359,070
負債・純資産合計		1,847,419

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	580,297
運用受託報酬	148,019
投資助言報酬	223,536
営業収益合計	951,852
営業費用	

支払手数料		273,681
調査費		71,117
委託調査費		58,360
委託計算費		20,686
営業雑経費		
通信費		2,559
印刷費		9,566
協会費		2,212
諸会費		729
その他営業雑経費		1,116
営業費用合計		440,026
一般管理費		
給料		
役員報酬		37,057
給料・手当		241,179
賞与		33,277
賞与引当金繰入		45,000
福利厚生費		44,450
交際費		4,771
旅費交通費		8,608
租税公課		2,927
不動産賃借料		38,239
退職給付費用		16,058
役員退職慰労引当金繰入		7,637
固定資産減価償却費	*1	4,881
業務委託費		29,227
諸経費		25,840
一般管理費合計		539,150
営業損失		27,324
営業外収益		
受取利息		27
有価証券利息		223
受取配当金		475
その他営業外収益		735
営業外収益合計		1,460
営業外費用		
雑損失		1,170
営業外費用合計		1,170
経常損失		27,035
税引前中間純損失		27,035
法人税、住民税及び事業税		4,327
法人税等調整額		8,935
法人税等合計		4,608
中間純損失		22,426

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	600,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	29,284
当中間期変動額	
利益準備金の積立	504
当中間期変動額合計	504
当中間期末残高	29,788
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	109,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	109,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	647,689
当中間期変動額	
利益準備金の積立	504
剰余金の配当	5,040
中間純損失	22,426
当中間期変動額合計	27,970
当中間期末残高	619,719
利益剰余金合計	
当期首残高	785,973
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,040
中間純損失	22,426
当中間期変動額合計	27,466
当中間期末残高	758,507
株主資本合計	
当期首残高	1,385,973

当中間期変動額	
剰余金の配当	5,040
中間純損失	22,426
当中間期変動額合計	27,466
当中間期末残高	1,358,507
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	10
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	573
当中間期変動額合計	573
当中間期末残高	563
評価・換算差額等合計	
当期首残高	10
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	573
当中間期変動額合計	573
当中間期末残高	563
純資産合計	
当期首残高	1,385,963
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,040
中間純損失	22,426
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	573
当中間期変動額合計	26,893
当中間期末残高	1,359,070

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の中間会計期間負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## 追加情報

## 役員退職慰労引当金の適用

当社の役員に対する慰労金は、従来は支出時の費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が7,637千円増加しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

## 減価償却方法の変更

当社は法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	65,052千円
器具備品	59,980千円
計	125,032千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	3,201千円

無形固定資産

1,680千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発効日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	485,159	485,159	
(2)有価証券	643,449	643,449	
(3)未収委託者報酬	379,229	379,229	
(4)未収運用受託報酬	97,197	97,197	
(5)投資有価証券	41,809	41,809	
(6)長期差入保証金	70,130	69,769	361
資産計	1,716,973	1,716,612	361
(1)未払代行手数料	205,926	205,926	
(2)未払費用	96,394	96,394	
負債計	302,320	302,320	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金



預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末（平成24年 9月30日）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	41,809	40,934	875
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	643,449	643,449	
合計		685,258	684,383	875

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	223,536	

( 1 株当たり情報 )

当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
1 株当たり純資産額	113,255.85円
1 株当たり中間純損失	1,868.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	22,426千円
普通株式に係る中間純損失	22,426千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項  
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成25年4月1日にトヨタアセットマネジメント株式会社と合併し、当ファンドの委託会社となる予定です。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### イ 受託会社

(イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成24年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### ロ 販売会社

(イ) 名称 東海東京証券株式会社

(ロ) 資本金の額 6,000百万円（平成24年9月末現在）

(ハ) 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態、申込みにかかる事項、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
2. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
3. 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
4. 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
6. 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。

7. 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年1月16日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成24年6月16日から平成24年12月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成24年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 6月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

平成24年11月30日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**強調事項**

追加情報に記載されているとおり、会社は平成24年9月28日に、トヨタアセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日としてトヨタアセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。